

決算審査特別委員会

平成18年9月19日（火曜日）

付議事件

《付託議案》

- 議案第 2号 平成17年度旭市国民健康保険事業特別会計決算の認定について
議案第 3号 平成17年度旭市老人保健特別会計決算の認定について
議案第 4号 平成17年度旭市介護保険事業特別会計決算の認定について
議案第 5号 平成17年度旭市下水道事業特別会計決算の認定について
議案第 6号 平成17年度旭市農業集落排水事業特別会計決算の認定について
議案第 7号 平成17年度旭市水道事業会計決算の認定について
議案第 8号 平成17年度旭市病院事業会計決算の認定について
議案第 9号 平成17年度旭市国民宿舎事業会計決算の認定について

出席委員（11名）

委員長	林 俊 介	副委員長	向 後 和 夫
委員	神 子 功	委員	林 一 雄
委員	明 智 忠 直	委員	日 下 昭 治
委員	佐久間 茂 樹	委員	木 内 欽 市
委員	柴 田 徹 也	委員	滑 川 公 英
委員	伊 藤 房 代		

欠席委員（1名）

委員 伊 藤 鐵

委員外出席者（3名）

副議長	高 木 武 雄	議員	嶋 田 茂 樹
議員	島 田 和 雄		

説明のため出席した者（50名）

助 役	重 田 雅 行	病院事務部長	今 井 和 夫
財 政 課 長	高 埜 英 俊	税 務 課 長	江ヶ崎 純 敏
保 險 年 金 課 長	増 田 富 雄	高 齡 者 福 祉 課	横 山 秀 喜
農 水 産 課 長	堀 江 隆 夫	下 水 道 課 長	山 崎 健 次
会 計 課 長	宮 本 英 一	水 道 課 長	堀 川 茂 博
監 査 委 員 長	平 野 哲 也	飯 岡 荘 支 配 人	野 口 國 男
病 院 事 務 次 長	伊 東 一 直	病 院 経 理 課 長	鏑 木 友 孝
病 院 医 事 課 長	加 藤 勝 治	病 院 整 備 課 長	永 嶋 英 和
病 工 課	椎 名 秋 雄		
ネ ル ギ 院 一 長			
そ の 他 担 当 員	33名		

事務局職員出席者

事 務 局 長	来 栖 昭 一	事 務 局 次 長	石 毛 健 一
主 査	穴 澤 昭 和	主 任 主 事	飯 笹 浩 一

開会 午前10時 0分

○委員長（林 俊介） おはようございます。

本日は、お忙しいところ大変ご苦勞さまでございます。

ただいまの出席委員は11名、委員会は成立いたしました。

本日の委員会は2日目ということでございますので、きょうは2号から9号までという議案の審査をしていただくわけでございますけれども、委員の皆さん方にはご協力のほどよろしくお願い申し上げたいと思います。

なお、執行部の皆さん方には、補足説明、あるいは説明等には簡潔なるご答弁をお願い申し上げます。

本日、島田和雄議員より傍聴したい旨の申し出がありました。これを許可いたしましたので、ご了解を願いたいと思います。

なお、伊藤鐵委員におかれましては、健康上のため本日欠席届が出ておりますので、ご了承願いたいと思います。

また、本日お忙しい中高木副議長にご出席をいただいております。どうもありがとうございます。

続きまして、執行部を代表して重田助役よりごあいさつをお願い申し上げます。

助役。

○助役（重田雅行） おはようございます。

本日は、決算審査特別委員会第2日目ということで、大変ご苦勞さまでございます。

先日の9月15日の1日目には一般会計の決算ご審査いただきまして、慎重にご審査いただきましてありがとうございました。

本日は、特別会計が5議案、それから公営企業関係3議案ということでご審査いただくわけでございますけれども、担当課長等から補足説明申し上げますので、慎重によりしくご審査くださいますようお願い申し上げます。どうぞよろしく願いいたします。

○委員長（林 俊介） どうもありがとうございました。

ここで重田助役所用のため退席をいたします。

しばらく休憩をいたします。委員の皆さんは自席にてお待ちください。

休憩 午前10時 2分

再開 午前10時 3分

○委員長（林 俊介） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案説明のため、担当課長及び職員の出席を求めました。

議案の説明、質疑

○委員長（林 俊介） ただいまから本委員会に付託されました議案の審査を行います。

去る9月8日の本会議におきまして本委員会に付託されました議案第2号から議案第9までを一括議題といたします。それでは、日程についてご説明をいたします。議案第2号から順次審査を行います。また、会場の都合により、担当課の入れ替えを議案第2号から議案第9号までの8議案を三つの区分に行いたいと思います。したがって、初めに、特別会計の議案第2号から議案第4号まで、次に、議案第5号と議案第6号、最後に企業会計の議案第7号から議案第9号までの三つに区分して担当課の入れ替えを行いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

これより付託議案の審査に入ります。

初めに、議案第2号の審査に入ります。

担当課長より説明がありましたらお願いします。

保険年金課長。

○保険年金課長（増田富雄） それでは、議案第2号、平成17年度旭市国民健康保険事業特別会計決算について補足説明を申し上げます。

決算書の388ページをお願いいたします。

初めに、事業勘定のうち任意給付について申し上げます。

任意給付は、療養の給付や療養費の支給など、法律等によって給付または支給が義務付けられているものと異なり、保険者の裁量によって給付や給付額が決定できるものであります。5目の妊産婦付加金は、国保の被保険者である妊産婦が支払った一部負担金相当額を支給するものであります。妊娠の届け出をした月から出産をした翌月までが対象となります。合併

前は、旧旭市、旧飯岡町において実施されておりました事業で、新市においても引き継ぎ実施いたしました。支出済額は541万2,514円でございます。

続きまして、392ページをお願いいたします。

出産育児一時金でございますけれども、1件当たり30万円支給するもので、1市3町とも相違がございませんでしたので、新市においても30万円といたしました。給付の人数は151人で、支出済額は4,530万円でございます。

続きまして、5目の葬祭費でございますけれども、1件当たりの支給額が旧干潟町で10万円、ほかは7万円でありましたので、新市においては10万円といたしました。給付の人数は457人で、支出済額は4,543万円でございます。

続きまして、決算書394ページをお願いいたします。

保健事業の中の短期人間ドック事業でございますけれども、短期人間ドック事業について、合併前の大きな相違点といたしましては補助率でありました。これは、短期人間ドックにかかわる経費の総額に対して市から助成する部分に当たります。内訳は、旧飯岡町が85%、その他が70%で、新市においては85%といたしました。残りの15%が個人負担となるわけでございますが、短期人間ドック事業の内容は病院ごとに若干差がございますので、旭中央病院を例に申し上げます。1日ドックの自己負担が男性では5,240円、女性が5,520円、1泊2日の場合ですけれども、9,000円となります。平成17年度の受診者は9か月で237人、支出済額は1,218万7,160円でございます。

続きまして、396ページをお願いいたします。

備考欄の4番目にあります健康優良家庭表彰事業でございますが、これは1年間以上健康を維持し、医療機関などにかからなかった被保険者や老人医療受給者を表彰し、記念品を贈るものでございます。合併前においては旧飯岡町でのみ実施されておりましたが、新市においても引き続き実施をいたしました。一般表彰の世帯は395世帯、老人保健受給者は234人、3年以上病院にかからなかった老人保健受給者は98人で、支出済額は114万9,183円でございます。

また、その他の事業といたしましては、合併時に国民健康保険証のカード化を実施いたしました。カードも世帯単位のものから個人単位のものに、また小型化され、キャッシュカードと同じくらいのサイズとなりました。事業も県の国保保険者支援事業補助金の対象となり、限度額の100万円の補助金の交付をいただきました。

続きまして、施設勘定でございます。滝郷診療所に通院に来られている患者さんの状況に

ついでご報告いたします。

国民健康保険特別会計歳入歳出決算に関する説明資料をお願いいたします。その6ページをお願いいたします。

診療日数では、通年で237日、対前年比較しますと4日の減となっております。患者数でございますけれども、8,133人、これを対前年で比較いたしますと54人の減となっております。1日当たりの患者数は34.3人となっております。

以上でございます。

○委員長（林 俊介） ほかに。

ここで、嶋田茂樹議員より本委員会を傍聴したい旨の申し出がありました。これを許可いたしましたので、ご了解ください。

なお、本日特に暑いようでございますので、委員会ですから、上着を脱いでもらって結構でございます。

担当課長の説明は終わりました。

議案第2号について、質疑がありましたらお願いいたします。

柴田委員。

○委員（柴田徹也） それでは、3点ほど質問させていただきます。

説明資料の4ページ、その1保険税の収納状況の欄でございます。そのうちの17年度、収納率が89.1%となっております。これは、過去を見ますと90.1%から89.7%、89.4%、89.1%と、若干ではありますけれども、やや下がっております。ただし、そんなに急激ではないんですけれども、収納未済額を見ますと3億2,600万円ということで、結構な多額となっております。これは、この近隣の状況、県内の状況、国の状況でもいいですけども、この地域はどんな感じなのかという、この辺の対比、分かれば教えていただきたいと思っております。

2点目は、その収入未済が3億2,600万円ですが、滞納繰越分の収入未済を合わせますと11億円近い額になると思っております。これは、旭市のこの状況から比べて11億円という額は大変な額になると思うので、来年度に向けて税収の方もいろいろ頑張っていると思うんですけども、来年に向けてどんな解決策があるか。この辺の収納状況が極端に悪くなる状況、先行き、そんなあれはあるのかどうか、その辺をお聞かせいただきたいと思っております。

それから、もう1点でございますが、保険証の短期証と資格証でしょうか、そういった発行状況が分かればお知らせいただきたいと思っております。

以上です。

○委員長（林 俊介） 柴田委員の質疑に対して答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（江ヶ崎純敏） それでは、私の方からは国保税についてお答え申し上げます。

17年度の現年分徴収率が89.1%でございますが、この旭市が県内におけるどのような状況にあるかということでございますけれども、まだ決算議会前の状況でございますので、現在一応速報値といった未確定ではございますが、その数値でもってお答えしたいと思います。この速報値で作ってありますのは36市でございます。36市の平均徴収率が88.1%でございます。したがって、旭市は県内36市の平均よりは1ポイントほど高い徴収率だということで、平均よりは高いところにあります。近隣でございますけれども、銚子市の徴収率は86.3%です。匝差市が88.8%ということでございますので、旭市の方がこの近隣の中では高いという状況でございます。これは、国保税そのものが全国的にもそうですし、千葉県においても毎年低下しているというこれは全体的な状況でございます。

それから、収入未済が多くなっていて、これの来年に向けての解決策ということでございますが、これについては絶対的な解決策というものが残念ながら見当たりません。国保税も税でございますので、他の市税と同じように地方税としての徴収対策をとっております。ただ、国保税の特徴として、低所得者の方、それから収入が全く無い方まで被保険者となっている制度ですので、どうしても景気が悪い場合にはそれが収納率を悪化させ、結果として収入未済を生じさせてしまうという状況でございます。そういう状況ではございますけれども、一応県下平均よりは高い徴収率というものはこれからも維持するために努力してまいります。これにつきましては、自主納付を積極的にお願いするとともに、苦しい方についても極力分割納付をお願いする、分納誓約をお願いする。そうすることによって、単純な時効消滅を防ぐ。そして、財産がある場合にはこれらの方についても差し押さえを行って滞納の回収に努めるというような態勢でありたいと考えております。

以上です。

○委員長（林 俊介） 保険年金課長。

○保険年金課長（増田富雄） 私の方から、短期証並びに資格証の交付状況について申し上げます。

まず最初に、この3月31日現在のものがございますけれども、短期証につきましては1,201世帯。これ3種類ございまして、1か月、3か月、6か月とございますが、1か月証につきましては574世帯、3か月証につきましては492世帯、6か月証につきましては135世帯

帯。続きまして、資格証でございますけれども、437世帯、普通の一般証でございますけれども、1万3,693世帯、合計いたしまして1万5,331世帯となっております。

以上でございます。

○委員長（林 俊介） 柴田委員、よろしいですか。

柴田委員。

○委員（柴田徹也） ありがとうございます。36市の平均から比べると1ポイントぐらいいいということでございますが、とにかくこっちの方は田舎ですから、この36市の平均を超えていけばいいという感覚じゃなくて、ぜひ頑張っていたきたいと思います。

以上です。ありがとうございます。

○委員長（林 俊介） ほかに質疑ありませんか。

明智委員。

○委員（明智忠直） それでは、何点かお聞きしたいと思います。

決算書の388ページ、保険給付費、療養諸費ということで、これは説明があったかなと思うんですけども、不用額1億4,643万7,588円の中で療養諸費が1億円以上超しているということで、これは病院にかかる患者数が減っているものなのか、それとも医療の改正でそういうものの中で上がったということで、年寄りからすべての者にかかる数が少なくなったのかなと、そんなふうを感じるわけでありましてけれども、実際のところはどうなんでしょうか、ちょっとお聞きしたいと思います。

それから、391ページの高額療養費もかなり不用になっているんですけども、その高額療養費に係る内訳について少しお聞きをしたいと思います。

それから、収入の方ですけども、372ページの国民健康保険税の収入の状況を今柴田委員が言われましたけれども、合併前、海上地区とほかの3地区がいろいろギャップが少しあったということで、調整が18年度いっぱい終わるということの中で、19年度は17年度の決算に比べてどのくらい調整額として保険税が上がるのかどうか、その辺今の時点で分かっているとお聞きしたいと思いますけれども、よろしくお願ひします。

それと、もう一つは、四つの所得割、資産割、均等割、平等割の中で、海上が今までは海上地区がそういうような状況であったんですけども、旭市としてこの割合をもう1回見直すということは考えていないのかどうかという部分。というのは、資産割ということの中で、旭市地区農業かなり多いわけでありまして、正直米の生産を考えてみますと、以前と相当な隔たりがあつて、米は本当に収入として見られないような状況になっているわけでありまし

て、その資産割についてもう1回見直すことができないものかどうかという部分もちょっとお聞きしたいなど、そのように思います。よろしくをお願いします。

○委員長（林 俊介） 明智委員の質疑に対して答弁を求めます。

保険年金課長。

○保険年金課長（増田富雄） それでは、最初に389ページの療養諸費、保険給付費の方の不用額の関係について申し上げます。

これにつきまして、17年度の予算編成に当たりましてまず通年予算を組みました。その中で4～6決算額、その差し引き残りをそのまま7～3予算というような形で編成した関係で、どうしてもちょっと過大な部分があったかと思えます。それが不用額に表れた。

あと、医療費の方はどうかということでございますけれども、先ほどの説明資料の方の中をちょっと見ていただければ分かるんですけども、この2ページをお願いいたします。

下段の17年度の1人当たり合計欄の1人当たり給付額というところで見ますと、16年度は13万7,731円、17年度につきましては14万8,003円という形で医療費については伸びているんですけども、あくまでも予算の立て方というか、その辺で不用額が出たというふうに認識しております。あと、高額療養費についても同じような考えでございます。

以上でございます。

○委員長（林 俊介） 税務課長。

○税務課長（江ヶ崎純敏） 平成19年度の税額がどうなるかという、これは見通しがつくかということですが、18年度に税率を統一いたしましたので、19年度も引き続き現在の税率でいくと考えております。さまざまなデータ見ましても、所得がアップするというデータもございません。資産につきましても18年度は評価替えでございましたので、若干家屋の評価が下がっておりますが、これが後3年をかけてまた幾らかずつ評価が上がっていくということに通常なるわけでございます。それほど、ただ、そうは申し上げましても、じゃ何%ぐらい上がるかというのはちょっと予測がつきませんので、19年度に現在の額よりも上がるかということにはちょっと言えないという状況でございます。

それから、税の内容でございますけれども、資産割というのは確かに所得がなくてもかかってくるものでございますので、所得の無い方については負担感があるというふうには考えております。ただ、どうしてもこのような田舎になりますと、資産割が無いと安定した税収というものが見込めませんので、これについては合併協議の中でも統一された税率が決まったことでもございますので、これについてもしばらくはその状況を見るしかないと考えてお

ります。

以上です。

○委員長（林 俊介） ほかに質疑。

神子委員。

○委員（神子 功） それでは、ご質疑申し上げます。

歳入の方からですけれども、今お話がありましたように、7～3の歳入につきましては不納欠損並びに収入未済額が増加傾向にあるという今お話がありましたけれども、平成17年の7～3につきましては旧市町の税額でいこうということでスタートを切ったわけです。そういった意味で結果的に決算が出たわけですが、お答えになれましたらお願いしたいんですけども、冒頭説明の中に、旭市、海上町、飯岡町、干潟町のそれぞれの税の内容について説明をいただいて決算の内容を説明をいただいたわけですが、旧市町の状況を見ますと旭市が一番徴収率が低いということで、それぞれの町については結構徴収率高いということが言われております。その中で、7～3を見てみた場合に同じような徴収率で推移をしてきたのかどうか、何か変化があったのかどうかということがこの収入済額、いわゆる徴収率の中に反映しているのかどうか。要は、あまり変動がなかったのか、それとも何か変動があったのかどうかというのが一つと。

それから、今回不納欠損、収入未済額とありますけれども、不納欠損につきましては不納欠損に至った理由と、それから、納められなかった、それぞれ生活に困窮しているとかということでそれぞれ不納欠損が出たと思えますけれども、それらの内容と、収入未済額につきましては説明をいただきましたけれども、例えば職業別にもしも分析をされていけば、そういった内容についてもご説明いただきたいし、また、そのほか分析について違ったことが分かるとすれば、それらも含めてご説明をいただきたいと思えます。

歳入は以上です。

歳出ですが、全体的にまずお伺いします。

383ページ、歳出の総括表というのがございますが、今、明智委員からもお話がありましたように不用額が多いということからして、1款の総務費、2款の保険給付費、3番目の老人保健拠出金、それから5の共同事業拠出金、これらについては今説明がありましたように過大な予算を組んだということで判断をしいものか、それとも違った意味合いのもとに不用額が出たのかどうか、この点全体的にお伺いをしたいと思えます。

それでは、385ページです。連合会の負担金がございますが、これの負担金補助及び交付

金、この内容につきまして、予算の時とかということで一応説明を受けていますけれども、改めましてこの内容についてお伺いをしたいと思います。いわゆる負担金の当初予算額から見ますと減額の決算になっておりますので、それらも含めてお願いしたいと思います。

それから、387ページ、保健衛生普及費の備考欄に直診施設の地域活動推進費ということですが、これは予備費も充当して決算が終了しております。そういった意味で、当初予算の状況にさらに補正を加え、そしてまた予備費の流用ということもございますので、それらの増額になったということの決算について、簡単に結構ですから、ご説明をいただきたいと思います。

次に、施設勘定についてお伺いをいたします。

406、407ページ、調定額に対しまして収入済額が5,643万5,000円ということがございます。調定については収入済額が予算よりも上回って計上されたということになっておりますけれども、その中で外来収入ということによって現年分が計上されております。その中で、市内国保の診療報酬収入並びに市外国保診療報酬収入ということによって収入額が計上されております。

そこで、簡単に結構ですからお伺いしますが、市内、市外ということがございますけれども、これらについて、市外についてはどういうところから診療に来ているのかどうか、簡単に結構ですので、お伺いをしたいと思います。

それから、407ページのその他の診療収入ということによって諸検査等の収入がございます。一般健康診査料、これについては当初予算より増額をされているということがございます。当初見込んだよりも増えているということで、これは検査が増えたということがございますので、その傾向について、どういう計画のもとにやってきたことが増加したかという変化についてお伺いをしたいと思います。

それから、歳入の411ページ、最後ですが、雑入の関係でそれぞれ備考欄に1から5までそれぞれ決算額が載っておりますけれども、簡単に結構ですので、1から5番目についてご説明をいただきたいと思います。特に、5番目については当初316万円ということによって剰余金が計上されておりましたけれども、これが大幅に増えているということもございますので、それらも含めてお願いしたいと思います。

歳出に移りますが、415ページです。説明の2、診療所の総務事務費の中で賃金が876万5,800円計上されております。これは、賃金は1日幾らで何人の方が賃金の扱いになっているのかどうか。

それから、13節の委託料、ここに、一番下に医師派遣委託料100万8,000円計上されてお

ます。これは、医師についてはどういう派遣の契約をしているのかどうか、簡単で結構ですので、確認のためにお伺いをいたします。

417ページです。医療品衛生材料費の説明欄がございますが、材料費でございますけれども、102万3,000円予備費を充当して決算が出ておりますが、当初見込んだよりも医薬材料費がかかったということでございますが、これは7月から3月まで行ってきて、どういう傾向で材料費が高くなってきたのかどうかお伺いをいたしたいと思っております。

以上です。

○委員長（林 俊介） 神子委員の質疑に対して答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（江ヶ崎純敏） 平成17年度の7～3の決算につきましては、税の徴収状況について、旧市町ごとのデータを計算するプログラムになっておりませんので、旧市町ごとの徴収率というものは出ません。ご了承いただきたいと思っております。

それから、不納欠損の理由でございますが、不納欠損になるのは三つの理由がございます。5年時効と執行停止、即時消滅でございます。17年度の内訳を見ますと、5年時効によるものが5,692万円、執行停止によるものが2,232万7,000円、即時消滅によるものが約2,000円で、合計しまして7,924万9,000円となるものでございます。このうち5年時効によるものにつきましてはなかなか理由の調査というものが難しい状況でございますので、はっきりと理由付けで分類できます執行停止についての内訳を申し上げます。これは、先ほどは1,000円単位で申し上げましたけれども、円単位での分類で申し上げます。まず、執行停止のうち無財産によるもの、これが人数で50人で782万9,179円、生活困窮によるもの26人で250万5,260円、所在不明によるもの127人で1,199万3,017円となっております。一番多いのが所在不明によるものでございます。

それから、収入未済、滞納している方の職業別の分類ということでございますが、旧旭市においてはしておりましたが、旧3町においてはそのような分析というか、調査しておりませんでしたので、18年度に入ってから支所をお願いしまして急遽滞納者の状況の調査を行いました。その結果、一応年度の途中なんですけど、今年度、今年8月10日現在の職業別滞納者というのを一応はじき出しました。それを見ますと、なかなか滞納者との面接等ができないために不明となっているものが、これが約40%ございます。それから、一番多い職種が会社員、これは23.5%ですが、会社員といっても国保に入る会社員ですので、企業としては本当に小さい企業、あるいは事業者に雇われている方ということになります。次に多いのが無職

や、あるいは年金だけの方、これが13.4%。あと農業・漁業者、建設業者、これらの方はそれぞれ4%くらいでございます。その次が運送業者で2.6%、そのほか飲食業者が1.9%、製造業1%、卸小売業1.4%、その他の事業、いろいろなものを経営していると言っている方が6.8%。今のところ急遽調査した数値でございますが、滞納者の職業別状況は以上のとおりでございます。

○委員長（林 俊介） 保険年金課長。

○保険年金課長（増田富雄） それでは、お答えいたします。

まず最初に、歳出総括表の中で不用額、総務費、保険給付費、老人保健拠出金等で大きく出ておりますけれども、この理由はということでございますけれども、先ほど明智委員にお答えした理由でございます。

あと、続きまして負担金補助及び交付金の中の国保団体連合会負担金でございますけれども、決算額268万2,900円、これは事務費割、あるいは均等割というような形で算定されているんですけれども、後ほどこの中で返還されている金額がございまして、その返還された金額というのが84万3,900円ほどございます。ですから、これは雑入で入っているんですけれども、最終的にはこの連合会負担金というのは183万9,000円という形になります。

続きまして、387ページの直診施設地域活動推進費の方の補助金及び交付金でございますけれども、1,796万1,000円。これは、予備費から50万円を充当というような形になっておりますけれども、この事業というのは中央病院の医療相談事業並びに中央病院の方で超音波診断装置を今年17年度で購入いたしました。この補助金につきましては国保会計の方に調整交付金という形で入ってくるんですけれども、当初内示があった金額に対して、さらにうちの方で補正予算を組んだ後にさらに追加内示というのがありまして、その分が50万円足らなかったという。この分については歳入の方で入っているんですけれども、歳出の段階でちょっと足りないということで予備費から充当させていただきました。

続きまして、407ページ、施設勘定でございますけれども、診療報酬の市外の地域はどの辺かということでございますけれども、市外といたしましては主に銚子市と東庄町でございます。

あと、続きまして、2項の諸検査等収入、一般健康診査料等というところでございますけれども、この中身といたしましてはインフルエンザの予防注射、これは予算に比べまして大幅に増えたということでございます。これは、予防接種ということで、麻疹とか風疹等が入っております、そのほかには。

続きまして、411ページでございます。雑入でございます。この中身といたしましては1番の医師派遣料、これは保健センターの集団予防接種事業等に1回2万3,000円ということで3回派遣している収入でございます。

2番目の校医及び保育所嘱託料でございますけれども、学校医につきましては滝郷小学校、保育所につきましては海上保育所、その分でございます。

あと、3番目の介護保険意見書料でございますけれども、介護保険の意見書、これは新規の場合5,250円、継続の場合4,200円いただいております。この関係でございます。

あと、5番目の旧海上町歳計剰余金でございますけれども、4～6で1回決算締めております。本来当初予算であれば繰越金という概念でございますけれども、7～3年度途中でございまして、この分については歳計剰余金ということで計上しております。

失礼しました。雑入については後ほどでよろしいでしょうか。すみません。

続きまして、415ページお願いいたします。

診療所総務事務費の7節賃金でございますけれども、これは臨時医師1人、看護師1人の分でございます。医師1人につきまして1日5万6,000円、看護師につきましては1時間1,300円で計上してございます。

あと、13節の医師派遣委託料でございますけれども、毎週木曜日の午後2時から5時の診療時間でございまして、この分につきましては旭中央病院より医師1人を派遣してもらっております。半日ということで2万8,000円で計上したものでございます。

あと、続きまして、417ページでございます。事業費の医薬材料費でございますけれども、予備費から102万3,000円充当しております。これは、医薬品の中で抗生剤、またインフルエンザワクチンの購入費用が不足したために充当したものでございます。

あと、先ほどの411ページの雑入でございますけれども、5万515円の内容でございますけれども、投薬にかかわる瓶代ということでございます。

以上でございます。

○委員長（林 俊介） 財政課長。

○財政課長（高埜英俊） 先ほど不用額のことで予算が過大ではなかったかというご質問ございまして、予算の組み方の話ですので、私の方からちょっと補足したいと思いますけれども、今回の場合には合併年度でございましたから、これ一般会計でもご説明いたしましたけれども、ゆったりと予算を組んでございました。それで、予算の組み方どのようにしたかと申しますと、まず通年予算を1市3町でそれぞれを組みまして、それを4月から6月のそれぞれ

の団体で執行いたしました。残りの部分を合算したものをベースにしてこの17年度の予算というものは作られたわけでございます。通年予算を組む時には、それぞれの団体である程度の余裕というのは見込んで組みます。それを一緒にしたものですから、その余裕の部分も一緒になってしまったということで、結果的には過大になってしまったなという結果になってしまったということです。合併年度としては、ある意味ではやむを得ないのかなというふうに思っております。

以上です。

○委員長（林 俊介） 保険年金課長。

○保険年金課長（増田富雄） 申し訳ございませんでした。一つ訂正をお願いいたします。

415ページの賃金のところなんですけれども、看護師1人当たり1時間1,300円と申し上げましたけれども、1,600円ということでお願いいたします。

○委員長（林 俊介） 神子委員。

○委員（神子 功） どうもありがとうございました。

予算については今財政課長からご答弁いただきましたように、この予算にかかわらず、全体的に合併したということで少し余裕を持った予算ということを以前からも聞いておりましたので、理解をさせていただきます。

そこで、373ページのいわゆる収入済額については、私が一番聞きたいのは、3町についてはかなり徴収率がよかったということも、90%以上あるということでも伺っておりますし、旭市は88%ぐらいだということできているわけなんですけれども、それがトータル的に今回の徴収済額、いわゆる徴収率となるわけなんですけれども、その辺については徴収した時に旧市町ということで全体的には分かりますけれども、個々には今回は分からないということで、その辺は分かるようにはしなかったんですか。あるいは、分かるようにしなかったというよりも、徴収率については単純に考えた場合に、データとしてはちょっと上がってくるわけですから、初年度ということで、これからのことはまた税の方法はいろいろ考えますけれども、どの程度上がったかということについてはやはり知っておく必要があるのではないのかなというふうに思っておりますので、その辺は、旧旭市は幾ら、干潟町、飯岡町、海上町はどうだったかということについては、その辺の分析というのはどうなんでしょうか。

○委員長（林 俊介） 神子委員の質疑に対して答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（江ヶ崎純敏） この収入額旧市町単位で出すということは、やはりコンピュータ

プログラムそのものをそのようにカスタマイズしないといけないわけですが、合併の協議の中ではそこまでカスタマイズするという必要は無いのではないかとということで、コンピュータプログラムをそのようにしなかったものでございますので、結果としては出ないということになります。若干旧市と町とで確かに徴収率は違っていたんですが、最近の傾向としまして、過去によかった町がどんどん徴収率が下がってきていた。それに対して、旭市の場合には必死になって歯止めをかけようとしたので、16年度は15年度よりも徴収率が若干上がったという状況でしたので、それをそのまま合併後もそういう地域間の競争を下手にさせる必要は無いのではないかとというふうに判断したわけでございます。

以上です。

○委員長（林 俊介） ほかに質疑はありますか。

日下委員。

○委員（日下昭治） 前回の時も私もそういう形のを若干聞いていたもので、神子委員の同様に、できるものならばする必要はあるんじゃないかなと、そんな感じを持ったので、前回の一般会計予算の時やったわけでございますが。

それはそれとしまして、一つ教えていただきたいと思うんですけれども、滞納未収残、要するに収入未済額、それが現年度分の未済額と過年度分の収入未済額が翌年の過年度分の調定額になると思うんですけれども、それで、若干数字的に何か違うような感じすると思うんですけれども、その辺ちょっと説明をお願いしたいと思います。

じゃ、例えば、4ページ、説明資料。16年の現年度分の収入未済額3億2,144万5,000円と。それで、滞納が7億1,844万幾らとありますよね。それが過年度分のこの数字になるんですか、これは。滞納繰越分の17年度の10億3,448万1,000円ですか、これは。そういう形でなるということなんですか、これは。

いわゆるそうすると、ここへきた調定額8億幾らになっていますよね、8億9,000万円。ここで10億円入ってくるんですよね。

○委員長（林 俊介） 日下委員の質疑に対して答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（江ヶ崎純敏） 収入未済が翌年の滞納繰越分になるのは、結局収入済額、調定額、マイナス収入済額、そこから不納欠損額をマイナスして収入未済が出る。それが、今度は翌年の平成17年の滞納繰越分の調定額、これでいきますと10億3,448万1,000円になるという計算でやっておりますが。

○委員長（林 俊介） 日下委員。

○委員（日下昭治） そういうことであるとすれば、372ページの歳入に、過年度分、節の医療給付分、滞納分、調定額が8億9,635万幾らになっていますよね。その差額というのはどういうことなんですか、これは。

○委員長（林 俊介） 日下委員の質疑に対して答弁を求めます。
税務課長。

○税務課長（江ヶ崎純敏） 372ページの8億9,600万円というのは、これは医療給付費分の滞納繰越分で、一般被保険者の医療給付費分の滞繰ということでございます。その調定額でございます。これと、説明資料の方の17年度医療費の9億4,538万2,000円というのは退職被保険者分の医療給付費の滞繰分の調定額、これと……。この説明資料の側は、これ通年であくまでも出している数値でございますが、この決算書の方のこの数値は7～3分の調定額ということで、4～6月分に収入となった滞繰分については、ここの調定額からそれをマイナスしたのがここの決算書の調定額になりますので、これを足しても説明資料のこの4ページのこの数には一致いたしません。4ページのはこれ通年になっておりますので。

○委員長（林 俊介） 日下委員。

○委員（日下昭治） じゃ、そういうことで分かりました。しかし、説明書ですから、これに対する説明としてしてもらわないと困るんですよ、こういうことをされては。

○委員長（林 俊介） 議案の審査は途中でありますが、11時15分まで休憩いたします。

休憩 午前11時 2分

再開 午前11時15分

○委員長（林 俊介） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き議案の審査を行います。

議案第2号について質疑がありましたらお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○委員長（林 俊介） 特に無いようですので、議案第2号の質疑を終わります。

続いて、議案第3号の審査に入ります。

保険年金課長より説明がありましたらお願いします。

保険年金課長。

○保険年金課長（増田富雄） それでは、平成17年度旭市老人保健特別会計決算について補足説明を申し上げます。

初めに、老人保健の状況について簡単にご説明申し上げます。

老人医療受給対象者は、75歳以上の方と65歳以上で一定の障害のある方が対象となります。平成14年10月1日の制度改正により対象者が70歳以上から75歳以上に引き上げられましたが、昭和7年9月30日以前生まれの方は75歳未満であっても老人医療受給対象者となりました。その関係で、現在の受給者数は、昭和7年10月生まれの方が75歳到達となる平成19年10月まで減少のみであり、平成17年度と前年の平均受給対象者数と比較いたしますとマイナス4.8%、460人の減となっております。平成18年4月では老人医療受給対象者8,832人であり、平成18年8月末で8,652人と比べましても180人の減であります。また、現在の病院での患者負担割合は所得に応じてありますが、一般で1割、一定以上所得のある方が2割で、平成18年10月からは3割負担となります。

次に、後期高齢者医療制度について簡単にご説明いたします。

この制度は、都道府県単位で全市町村が加入する後期高齢者医療広域連合を設立し、平成20年4月からの施行を目指すものであります。内容はまだ具体的ではありませんが、75歳以上の後期高齢者から県内均一保険料として年金等から1割徴収するもので、保険料徴収は市町村が行い、財政運営は広域連合が実施するものであります。

それでは、決算について申し上げます。

歳入についてご説明いたします。

決算書では432ページになります。1款の支払基金からの交付金と国・県・市の公費負担で賄われますが、市の分といたしまして4款繰入金に含まれますが、現在平成14年10月の制度改正から公費負担を1年に4%ずつ引き上げ、5年間で公費負担50%、交付金50%となるよう段階的に行われている途中でございます。平成17年10月からは、1款の支払基金交付金が100分の54、2款の国庫支出金、3款県支出金、4款の繰入金で100分の46の負担割合となっております。

歳出についてご説明いたします。

決算書では438ページになります。1款総務費では、主なものは委託料の電算共同処理委託料で、これは国保連合会にレセプトの過誤や高額医療該当者等のリストを電算処理委託しているものでございます。

2款1項1目の医療給付費は、医療費の患者負担分の残りの9割または8割分を国保連合会と支払基金に支払うものでございます。

2目の医療費支給費は、高額医療費や補装具等の代金を申請に基づき後日患者ご本人に支給するものでございます。

3目の審査支払手数料は、レセプトの審査支払手数料でございます。

決算書では440ページになります。3款1項1目償還金は、平成16年度補助金の精算による返還金でございます。

以上でございます。

○委員長（林 俊介） 保険年金課長の説明は終わりました。

議案第3号について質疑がありましたらお願いいたします。

神子委員。

○委員（神子 功） 2号でご説明をいただきましたけれども、確認のために申し上げます。

436ページから437ページにかけまして歳出総括表ということで、不用額が巨額になっているものもございます。これにつきましては予算の過大ということで判断をしてよろしいでしょうか。その点だけ確認して、あともしも変わっている点がございましたらご説明をいただきたいと思います。

以上です。

○委員長（林 俊介） 神子委員の質疑に対して答弁を求めます。

保険年金課長。

○保険年金課長（増田富雄） この件につきましては、先ほどの国保会計の方でも申し上げましたが、先ほどの答弁の中ではいわゆる1市3町の合算という形で、それと合併も絡みましてちょっと過大だというようなご説明をしましたけれども、実際の医療費につきましては毎月ちょっと多く出たり少なく出たりという、ちょっと変わっただけでも1億円以上の医療費の伸びというものもございます。そういうような関係で、17年度につきましてはこの不用額、医療諸費につきましては1億4,000万円ほど出ておりますけれども、それだけ医者にかからなかった、医療費推計で予算等を出しておりますので、その関係で医者にかかるのが見込みより少なかったというふうな見解でお願いいたします。

○委員長（林 俊介） ほかに。

明智委員。

○委員（明智忠直） 1点だけ。先ほど補足説明でお聞きしたんですけれども、歳入の方の部

分ですけれども、支払基金と国・県、自治体での割合を50、50にするというようなことですが、その大きな理由、国保会計が厳しいような状況の中でこうした国・県一般会計、地方自治体の方からの支出をしなければならない事態なのか。また、4%今上げるのには、国・県より地方自治体、市町村が補う部分が多いのかどうか、そこの辺もちょっとお聞きしたいと思いますけれども、よろしくをお願いします。

○委員長（林 俊介） 明智委員の質疑に対して答弁を求めます。

保険年金課長。

○保険年金課長（増田富雄） それでは、お答えいたします。

平成14年10月に改正されまして、それ以前につきましては、老人医療費につきましては支払基金で70%、国・県・市で30%というような持ち分割合でございました。それを5年間で支払基金を50%、国・県・市合わせて50%というふうな流れでいるんですけれども、その一番の流れといたしましては、支払基金の原資というのは国保会計の方でいきますと老人保健拠出金、これは国保の老人の部分として拠出するもの、あるいは普通の保険でございますが、社会保険の方では例えば被用者保険ということで、その割合に応じて老人数に応じて支払基金の方に交付しているものでございます。その分を少なくしまして、要するに、それは現役のいわゆる若い人が負担する部分を少なくするというような考えだと思いますけれども、それを少なくしまして、国、あるいは県、市町村の負担を上げていくというのが今回の制度の流れでございまして、それを18年10月をもって50、50になると。先ほど申し上げましたように、今度もう一つ、老人保健事業につきましては平成20年4月から、今度都道府県を運営主体とする広域連合というところに老人保健事業を運営してもらおうというような今流れでございまして、それはまだ具体的な部分がまだ見えないところがございまして、そういうふうな流れになっております。

以上でございます。

○委員長（林 俊介） 明智委員。

○委員（明智忠直） その部分で、国・県・市が負う負担分は同じくらいで上げていくわけですか。

○委員長（林 俊介） 明智委員の質疑に対して答弁を求めます。

保険年金課長。

○保険年金課長（増田富雄） 14年10月以前につきましては支払基金で70%、国が20%、県と市が5%ずつ、いわゆる国の4分の1を県と市町村が持つという形で、その割合は50対50に

なっても変わらないものでございます。

○委員長（林 俊介） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（林 俊介） 特に無いようですので、議案第3号の質疑を終わります。

続いて、議案第4号の審査に入ります。

高齢者福祉課長より説明がありましたらお願いいたします。

高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（横山秀喜） それでは、決算の説明資料から若干補足説明させていただきたいと思えます。

説明資料の1ページの方につきましては本会議の方で補足説明したとおりでございます。

2ページ以降若干説明を加えていきたいと思えます。

3番の平成17年度介護保険料、これにつきましては旧市町ごとの保険料を載せてございますが、合併後17年度は不均一料金でいくということで、その状況を載せてございます。

次の4番の所得段階別第1号被保険者数ということで、介護保険料にはそれぞれ基本額に基づいて、保険料の額がそれぞれの倍率で変わってきます。所得段階ごとによって変わっていきます。通常はこの第3段階、これが8,435人いらっしゃいますが、これが通常の介護保険料で介護保険料率1.0倍、上にいきますと第2段階、第1段階ということになりまして、第2段階が0.75倍、第1段階が0.5倍。逆に、4段階になりますと1.25倍、5段階になりますと1.5倍、このような形になってそれぞれの人数を記載してございます。これを総トータルで旭市の率を考えますと0.98という率になりまして、1.0までいかないといったような佳良の率になっております。

続きまして、5番目は保険料の納付状況でございます。

右側のページの3ページ、保険給付費のサービス別支出状況、これを若干ご説明申し上げます。

まず、大きくサービスの区分につきましては、一番上にあります居宅サービスというのがあります。居宅サービスが①から⑭、それと、次の居宅介護サービス計画給付費までで計、Aの欄で9億4,215万4,092円という決算額です。

続きまして、次の施設サービスとあります。これが、1、2、3ということでありまして、計の欄を見ていただくと13億5,403万5,179円。これが、二つに区分した場合の大きな分け方という形になります。それで、居宅サービスにつきましては平均の利用者、月で1,038人が

利用しております。施設サービスの方につきましては月平均523名です。居宅サービスの特徴的なことを申し上げますと、一番多いサービスを利用しているのが⑤通所介護サービス、これで2億8,434万円ほど。次に多いのが訪問介護、ヘルパーさんですね。これが1億8,184万7,625円。続いて多いのが⑥の通所リハビリ、これで1億440万6,228円といったような利用状況になります。

それと、居宅サービスと施設サービスの比較ですが、先ほど利用人数申し上げましたが、費用ではどのぐらいかかっているかと、ちょっと申し上げますと、居宅サービスの方は、この決算では1人当たり90万8,000円という額がかかっています。これを通年で考えますと、割り返しますと、12倍しますと1人当たり109万円という数字が出ます。それから、施設サービスの方ですが、この決算書の中での1人当たりの金額は258万9,000円です。それで、これを通年ベースで12倍しますと310万7,000円ということで、約、居宅サービスと比べて施設サービスの方については3倍の費用がかかっているといったようなことになります。

それと、下の部分ですね。高額介護サービス、それと審査支払手数料、特定入所者介護サービスとありますが、高額介護サービスにつきましては去年10月で法改正がありまして、若干低所得者に手厚い改正が行われています。第2段階の高額介護サービスが限度額が下げられて、若干この数字が伸びています。もう一つは、一番下の特定入所者介護サービス費ですね。これにつきましても17年度中の介護保険法の改正によりまして食費、居住費を介護保険の対象から除外したことによります低所得者対策分です。低所得者に認定されますと、ある一定以上の金額については補足給付、保険給付費の方から支払うという形になっておりますが、現在3月末の段階でのこの認定者というのは376名ございます。

それと、保険給付費の全体的な伸びはということで、これは本会議でも補足説明させていただきましたが、ここで一番下の欄23億5,500万円という数字が載せてございますが、これは平成17年5月利用から18年2月利用までの10か月分の費用になっています。手元に数字がございませんが、これを3月、4月と合わせて通年別といったような給付費については28億1,647万4,147円。これを16年度の1市3町の合計の給付費と比較いたしますと、1市3町が合計が26億5,087万1,725円ということですので、対前年1億6,560万2,422円の増で、給付費全体では6.2%の増というような状況になっております。

以上で補足説明を終わります。

○委員長（林 俊介） 高齢者福祉課長の説明は終わりました。

議案第4号について質疑がありましたらお願いいたします。

ございませんか。

神子委員。

○委員（神子 功） それでは、ご質疑申し上げます。

453ページ、保険料の関係ですが、これも2号、3号でお伺いしておりますけれども、不納欠損、収入未済額ということで、傾向的で結構ですからお伺いをいたします。不納欠損についてはどういう理由でこの424万9,000円に至ったのかどうか。そしてまた、収入未済額につきましてはどういう状況でいるのかどうか。簡単で結構ですので、お願いをしたいと思います。

あと、歳出の方につきましてはいろいろ説明をいただきましたので、461ページの1点だけお伺いをいたします。

委託料、第3期の介護保険事業の計画策定業務委託料につきましては50万円ほど当初から増額になっておりますけれども、これについては既にもう終わったものでございますが、これについて増額に、50万円ぐらいでございますけれども、高くなった理由、若干簡単で結構ですので、お伺いをいたします。

以上です。

○委員長（林 俊介） 神子委員の質疑に対して答弁を求めます。

高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（横山秀喜） それでは、不納欠損額、収入未済額、これらの傾向はということですので、お話をします。

不納欠損額につきましては、介護保険制度が始まって、これで第2期が終わる、6年間で終わる、ご案内のとおりでございます。これからどんどん高齢化が進む中で、第1号被保険者どんどん増えているような状況です。介護保険料の流れちゃう、不納欠損する時期というのが税とちょっと違いまして2年間です。これから始まって新しい制度になりまして、第1号被保険者がどんどん増えて対象者が増えていくという中で、これらの額は不納欠損額、それから収入未済額、今のところ増加の一途というのが現状でございます。

特徴的なこと、不納欠損額の該当者の中でちょっと状況分析した中では、理由別に人数等をカウントしてございます。例えば、独居高齢世帯で本人年金収入なしという方が6名、独居高齢者世帯で本人年金収入のみが9名、本人年金等収入なしで世帯も低収入であるという方が44名、本人年金等収入があるが、世帯は低収入であるというのが7名、本人はあるけれども、世帯が低収入という意味ですね。次が、本人年金等収入がなくて、世帯はある程度の

収入があるよというのが21名。本人年金等収入があって、世帯もある程度の収入がある方が8名、ある程度世帯で収入があるが、納付する意思が無いが48名、あとは、死亡、転出、転居、不明等により徴収不可が37で、不納欠損者のうち180名の内訳が以上であります。

何回か戸別訪問か随時でやったりしているんですけども、その中でやはり特徴的な意見としましては、お金が低収入で払えないという方も、当然それがおおかたなんですけど、介護の世話にならないよということで、収入があるにもかかわらず、うちは介護の世話にならないといったような方もこの中にはございます。そういったようなことが特徴となっているというふうに思います。収入未済額と不納欠損額の傾向ということですので、それが理由です。

続きまして、461ページ、介護保険事業の計画策定業務料ということなんです。ちょうど委託する時期が1市3町の合併時期と重なってしまっていて、予算的にもそれぞれ計上していたものを1本で契約するという形になったために、結果このような保険料の金額になったというふうに考えています。

以上でございます。

○委員長（林 俊介） 神子委員。

○委員（神子 功） 初めの歳入の関係でございますが、2年ごとに不納欠損になってしまうという、これは制度的なものですけれども、今の理由等をお伺いいたしますと、低所得者、あるいは介護のお世話にはならないという方もいらっしゃるという話ですが、死亡や不明とか、あるいは状態見ますと、これらがだんだん増えていくということの対策としては、現状どうしようもなければ、制度の中でそれらを保護していくといたしますか、お支払いできないということであれば、それらについてはいいですよというその減免とか、そういった対応については今現在どのようにお考えなのかどうか、よろしくお願いします。

○委員長（林 俊介） 神子委員の質疑に対して答弁を求めます。

高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（横山秀喜） 額が増えていくということに関しましては、税と同じように臨戸徴収、それから督促状、通常のいわゆる法的な手続き等を行っています。

ただ、本当に収入がなくてというような減免措置等の対策はということのご質問ですが、今旭市では介護保険料の減免制度を条例化して持っております。県内の状況を申し上げますと、単独で減免しているのが36市、これ市だけですね。36市中23市この制度を持っています、平成17年度では9件ほど減免をしております。そのどういう方が対象になるかといいますと、介護保険料を払うことにより、生活保護者と同程度の収入になってしまう、それ以下

の収入になってしまうというような方を対象に減免をしてございます。

以上でございます。

○委員長（林 俊介） 神子委員。

○委員（神子 功） 平成17年度、旭市においてはそういう減免制度をとられたケースというのはあるでしょうか。

○委員長（林 俊介） 神子委員の質疑に対して答弁を求めます。

高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（横山秀喜） 17年度中に9件許可しております。

○委員長（林 俊介） ほかに質疑はありますか。

明智委員。

○委員（明智忠直） 何点かお聞きしたいと思います。

資料の1ページですけれども、要介護認定者数1,812人年々多くなってきているわけでありましてけれども、こういうような状況の中での増加の要因、いろいろな部分があると思っておりますけれども、要因と、それから、これに付随するヘルパー施設等が充当できるのかどうか。ヘルパーの数も今どのくらい旭市で市内であるのかちょっと分かりませんが、これだけ多くの認定者が出た場合のヘルパーの対応等をお聞きしたいと思います。それと、分かれば、認定者の地区別の認定者数があるのかどうか、資料があるのかどうか、そこの辺もひとつお聞きしたいと思います。

次に、決算書の463ページですけれども、介護認定審査会20名いるわけですけれども、この審査会の内容はどのようにやっているのかどうか。半年に一遍とか、3か月に一遍とか、それから交代制、10人ごとにやっているのか。それと、地区別の審査会の委員の選任はどうなっているのかということをお聞きしたいと思います。

それから、その下の認定調査費でありますけれども、賃金と委託料、これはケアマネジャーか何かに対する賃金か、会社に対する委託料なのか分かりませんが、今ケアマネジャーもどのくらい市内で資格を持った人がいるのかどうか。それと、先ほど言いましたように、賃金と委託料の内容についてちょっとお聞かせをいただきたいと思っております。よろしくお願いたします。

○委員長（林 俊介） 明智委員の質疑に対して答弁を求めます。

高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（横山秀喜） まず、決算資料の方の1ページ、認定者数が増えている中で、

サービス、ヘルパー数、もしくは施設等のサービスが充足しているかというご質問の内容だと思うんですが、ヘルパーの数につきましては、現在市内でどのぐらいいるかというのはちょっとつかんでおりません。ちょっと今の段階では出ないですね。

それで、施設の方のサービスが充足しているかということだと思うんですけども、今のところサービスを受けたくても受けられないというようなお話はこちらの方にはありません。ただ、一つだけサービスが受けられないというのは圧倒的に施設が多いです。施設の入所希望をしても、施設がいっぱいなので待機待ちといったようなことがあると思います。

それと、先ほどの質問の中で地区別の認定者数という数字も、こちらの方ではちょっとつかんでおりません。

463ページの介護認定審査会の関係ですね。20人どういう形で審査をしているかという方法ですが、20人を5人ずつのグループに分けています。4班作りまして、介護認定審査会は週に2回開催しています。1回当たりの審査件数ですが、日によって違いますが、30件前後を審査しております。週2回で、1班、2班、3班、4班を順次交代していくといったような形で開催をしています。

それと、認定審査員も地区別という形では割り振りはしてございません。職業別、資格別というような形で認定審査員が決められていまして、医師会、歯科医師会、それから施設関係者、それから社会福祉士、介護、ケアマネジャー等の職種、福祉に従事している人等に頼みまして、総計で20名。それをバランスよくグループ分けしているといったような形をとっています。

それから、その下の463ページ、同じページの7番の賃金の内容というか、これケアマネジャーの賃金かということですが、これは、ケアマネジャーの賃金じゃなくて、認定調査をやる際に、認定調査員が申請者の方にお邪魔をしまして、それで調査をします。これ第1次審査という形ですけれども、決められたフォーマットで質問事項等が決まっています、そこにお邪魔をして、その認定調査員がまず調査しています。それを持ち帰りまして、機械で打って、次に認定審査会にかけるという流れになるんですけれども、その認定調査員が、市の職員で認定調査員の資格を持っている方が旭市の高齢者福祉課、それから関係課の保健師さん等をお願いしてとっているんですけれども、全然間に合わないような状況で、民間の中にいる認定調査員の資格を持っている方をお願いするときの賃金ということです。

以上です。

○委員長（林 俊介） 明智委員。

○委員（明智忠直） 要介護認定者のその内訳は、先ほどの税と同じように地区別が分からないようなプログラムが組んであるのかどうか、どの地区にどれくらいの介護認定者がいるのかなという部分も一つの参考となると思いますので、その辺も電算のネットワークの中でそういう部分ができないのかどうかというふうな部分ちょっとお聞かせをいただきたいと思います。

それから、463ページの委託料も、今の説明と同じような理解をしてよろしいでしょうか。

○委員長（林 俊介） 明智委員の質疑に対して答弁を求めます。

高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（横山秀喜） 認定者数の地区別につきましては、先ほど税と同じように考えて、当初のプログラムの方で設定していませんでした。今後地域別でそういうデータが仮に必要なというようなことであれば検討していきたいというふうに考えますけれども、エリアが狭いので、1市3町特に例えば食生活ですとか、気候の面でとかというような分析に使うということは今のところ必要無いかないかなというふうなちょっと感じがありましたものですから、プログラムの的には載せてありません。また、必要に応じて、そんなに難しいプログラムではありませんので、ただ地区別にソートをかけるだけですので、また検討してみたいと思います。

それから、463ページの委託料、これにつきましては先ほどの考えと同じように、7番の賃金は民間にいる調査員さん、それから、13の委託料につきましては施設の方に調査員さんがいます。施設の方にお願いする委託料というふうに会計を分けてございます。

以上です。

○委員長（林 俊介） ほかに。

林一雄委員。

○委員（林 一雄） 1点だけお伺いします。

説明資料の1ページの要介護の認定者数に関する事なんですけれども、1号、2号合わせて1,900名ほどの要介護者が載っておりますけれども、先ほど明智委員が説明されました認定審査会との兼ね合いなんですけれども、例えば要介護2であった方が要介護だんだん上がるのが普通だと思うんですけれども、3になると思うんですけれども、その上がり具合というのは年間通していつでもこの患者は要介護2から3だよということ、区切りがあると思うんですけれども、そういった規制は設けていないのでしょうか。年に何回か審査会があっ

て、2から今度3になるんだよということは、どの方でも3になるとか。お伺いします。

○委員長（林 俊介） 林一雄委員の質疑に対して答弁を求めます。

高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（横山秀喜） 通常の場合ですと、例えば申請者が安定した状態という場合ですと、2年間はそのままの介護度でいく。急激に、例えばまだ状態が安定していないなどというような方については1年とか6か月間とか、それは、その都度認定審査会の方で見直しの時期、次回の申請の時期を定めているといったようなことに、それぞれ申請者によって若干ケースが違っているということで、認定期間が状態によって違うのが普通です。よろしいでしょうか。回答になっていませんか。

○委員長（林 俊介） 林一雄委員。

○委員（林 一雄） それは、そうしますと、受けた方が申請しなければいけないということなんですか。もしそういったこと、再審査をしてくださっていただければ、2年間はそれですと一いつちゃうということですか。

○委員長（林 俊介） 林一雄委員の質疑に対して答弁を求めます。

高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（横山秀喜） 基本的には、その方が例えば1年間はそのままといった場合には、2か月ぐらい前に申請の時期に来ましたよということで市役所の方から連絡が行きます。それと、急激な変化等を本人が感じて、もうかなりよくなったとかいうのも、悪くなったとかも含めて、状態が変化したよということであれば、随時にまた申請というのはできるような形にはなっております。

以上です。

○委員長（林 俊介） ほかに。

伊藤房代委員。

○委員（伊藤房代） 1点だけお伺いいたします。

先ほどの明智委員さんの方で、決算書の463ページの認定調査費7のところの賃金ってありますけれども、民間にお願いするときの賃金が441万7,000円とありますが、その人数と1人当たりの賃金は幾らかお伺いいたします。

○委員長（林 俊介） 伊藤房代委員の質疑に対して答弁を求めます。

高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（横山秀喜） 賃金の方のお願いするとき、1件4,000円をお願いしまして、

747件ありました。この金額は298万8,000円。それと、囑託員の方をお願いしているのが254件ありまして、この囑託員ですので、1件という形じゃなくて日当で支払っていきまして、1日9,400円、半日ですと4,800円で、合計でこの金額が142万9,000円、そのような内訳となっています。

以上です。

○委員長（林 俊介） ほかに。

（「なし」の声あり）

○委員長（林 俊介） 特に無いようですので、議案第4号の質疑を終わります。

それでは、議案第2号から議案第4号までの所管課は退席をしてください。

議案の審査は途中でありますが、昼食のため、午後1時まで休憩いたします。

休憩 午前11時55分

再開 午後 零時59分

○委員長（林 俊介） 休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、議案第5号の審査に入ります。

下水道課長より説明がありましたらお願いいたします。

下水道課長。

○下水道課長（山崎健次） 補足説明に入ります前に、訂正をお願いいたします。

別冊で配布させていただいております決算に関する説明資料の方でございます。A4の縦でございます。こちらの2ページになりますけれども、下水道の状況でございます。その表の3番目でございますけれども、受益者負担金の収入額の合計が4,296万6,700円となっておりますけれども、これは誤りでございまして、4,276万6,700円でございます。

（「もう1回」の声あり）

○下水道課長（山崎健次） はい。決算資料の説明資料の方でございます。下水道状況一覧ということで表を5表記載しておりますけれども、上から三つ目の表でございます。受益者負担金の一番右端の合計欄ですけれども、収入額の7月から3月の合計の金額でございます。4,296万6,700円と記載しておりますけれども、これは誤りでございまして、正しくは4,276万6,700円でございます。その上の表の受益者負担金のところの収入済額の7月から3月の

合計のこの数字になります。大変申し訳ございませんでした。

それでは、下水道に関します補足説明でございますけれども、この決算に関する説明資料に基づきまして、簡単でございますけれども、説明させていただきます。

資料の1ページは、下水道建設事業の事業の概要を記載しておりますので省略させていただきます。次の2ページ、先ほどのページ数でございますけれども、一番上の下水道の状況でございます。平成17年度の左から縦の5行目ですけれども、17年度末の処理区内人口につきましては5,074人、次の行政区域内人口につきましては7万392人となっております、17年度末の下水道処理人口普及率につきましては7.2%でございます。16年度末の普及率につきましては、その上段の12.1%となっております。この数字につきましては、昨年の市町村合併によります行政区域内の人口、住民基本台帳の数字に基づくものでございまして、このような数字に至っております。

以上1点でございます。

○委員長（林 俊介） 下水道課長の説明は終わりました。

議案第5号について質疑がありましたらお願いいたします。

柴田委員。

○委員（柴田徹也） それでは、2点ほどちょっとお尋ねをいたします。

説明資料の今の2ページでございます。その中で下水道の状況、水洗化率というのがございますね、55.5%。これは、あまり高くない。低い数字だと思われるんですが、これはどういう理由なのか教えてください。

そして、その下の段、受益者負担金、その右側の一番下の納付率46.4%、これもちょっと低いんじゃないかと思うんですが、その理由をお願いいたします。

○委員長（林 俊介） 柴田委員の質疑に対して答弁を求めます。

下水道課長。

○下水道課長（山崎健次） まず、1点目の水洗化率でございますけれども、これは記載の算式のように、分母がA処理区域内人口5,074人に対しましてC使用人口2,815人でありまして、行政区域内の人口、基本台帳の人口に対しまして処理区域内人口は先ほどの普及率の算式のとおりでございまして、水洗化率につきましては、この供用開始済みの区域内の人口に対しまして処理区域内の人口というものでございます。それで、水洗化率につきましては55.5%という数字になっておりまして、過年度よりは水洗化率は上昇しているところでございます。

一方、旭市での現時点での水洗化率につきましては記載のとおりでございまして、供用開始から7年目ということでございまして、この数字につきましては、大枠では全国的な傾向と特段傾向につきましては変わりございません。傾向としては同じでございまして。

次の受益者負担金の納付率でございまして、13年度から17年度に至るまで数字が下がっているわけでありまして、この理由につきましては、過年度の負担金と納付分と現年分を合わせて賦課しているためでございまして、数字が下がっているというのがその理由でございまして。

以上です。

○委員長（林 俊介） ほかに質疑ありませんか。

日下委員。

○委員（日下昭治） 今、柴田委員の関係するものと若干あれとしますけれども、調定額の中で過年度分はどれくらいあるのか、その辺をまず説明をしていただきたいと思っております。

それと、今、課長に昨年予算の際に質疑の答弁書の写しをあれしましたけれども、これ率直な、若干食い違いというかな、勘違いで答弁されたものなんですか、この辺は。何か質疑に求めたものと答弁の状況が違っているところがありますので、まずお願いしたいと思います。

○委員長（林 俊介） 日下委員の質疑に対して答弁を求めます。

下水道課長。

○下水道課長（山崎健次） 受益者負担金についてでございまして、決算の説明資料の2番、受益者負担金のところの調定額、7月から3月9,222万3,500円に対しまして収入済額が4,480万1,600円となっております、この過年度分調定額につきましては5,037万3,600円となっております。

（「使用料も頼む」の声あり）

○下水道課長（山崎健次） 使用料でありますけれども、ちょっとお待ちください。

使用料につきましては、現年調定額4,023万3,701円に対しまして収入済額が3,953万9,287円となっております。

（「過年度分だけちょっと教えて、この中の過年度分だけ」の声あり）

○下水道課長（山崎健次） しばらくお待ちください。

○委員長（林 俊介） 日下委員。

○委員（日下昭治） じゃ、その辺今度決算書の中で過年度分と現年度分を分けて出すことは

できないですかね、その辺は。今後これからの課題として。

○委員長（林 俊介） 日下委員の質疑に対し答弁を求めます。

下水道課長。

○下水道課長（山崎健次） 過年度分と現年分とで明記しまして、もう少し詳しく数字を計上いたします。

○委員長（林 俊介） 日下委員。

○委員（日下昭治） じゃ、できれば来年度からそのような形をお願いしたいと思います。

それで、課長、今コピーとったのを渡してありますけれども、昨年9月の予算の審議の質疑の際に、いわゆる単年度分を多分調定額を求められていたと思うんですけれども、課長答弁されたのは、12年度から始まりまして、この予算現額の4,344万3,000円の中の調定は幾らだったということを求められたのに対して、6億6248万1,000円だとか、使用料につきましては1億6,000幾らだという答弁されていたわけございまして、それはそれで合わせたものなのかなという私も理解していたんですけれども、ただ、その時78.何%の受益者負担に対する収納率があるという話で、初めて下水道関係は私も実態分かりませんでしたので、そうなのかなと思いましたが、今年このように見ますと、50%を切ってしまうと。そうすると、まるっきりこの話と実態違ってくるのかなということで、実は私この今コピーとったのをお渡しさせていただいたわけございまして、この辺からいきますと、78.何%の収納率があるという話を答弁されていたわけございまして、使用料は96、使用料についてはそうなのかなと思いますけれども、受益者負担ということになるとかなり差を感じるようなものもあるように感じたわけですね。それで、昨年までは不納欠損もなかったわけございまして、今年度初めて465万5,200円ですか、不納欠損が出ると。多分これは、12年度分の賦課したものに対する不能だと思いますよね。例えば、12年度分が幾らあったのかということですね。460万円からの不納欠損に対して、それだけ過年度分、いわゆる12年度にどれだけ決算の時点で不納欠損があって、その間何年間の中で徴収したと思うんですけれども、その徴収を例えばどのくらい徴収されていたのか。12年度分のやつはもう過去のことだからちょっと分からないといえば、それはそれで構わないんですけれども、12年度に調定額がどのくらいあったのか。実は、それを若干知りたかったなということでそれを出させていただいたわけですね。

○委員長（林 俊介） 日下委員の質疑に対して答弁を求めます。

下水道課長。

○下水道課長（山崎健次） 12年度の調定額につきましては、今資料を探しております。今回の不納欠損でございますけれども、この処理に当たりましては、委員さんご指摘のように、12年度に賦課した1年目の第1期から第4期までの件数で申しますと、48件が17年度をもちまして5年を経過したこととなり不納となったものでございます。

先ほどの48件につきましては、重複分としましては合計は186件となっております。

以上でございます。

○委員長（林 俊介） ただいまの日下委員の質疑に対してはこの委員会の中では分からないと思いますので、後日ひとつ日下委員の方にご回答を願いたいと思います。

下水道課長。

○下水道課長（山崎健次） 先ほど委員さんから私の手元にいただきました会議録によりまして、16年度末で調定額が6億6,248万1,000円でございますけれども、この数字につきましては12年度から16年度までの調定額の合計の数字となります。

それでは、不納欠損の金額の内訳について年度別に申し上げます。12年度の収入未済額が817万5,500円、13年度の未済額が記載のとおり1,695万8,100円、14年度が2,682万4,300円、15年度が3,844万6,700円でございます、16年度が5,044万6,000円となっております。

以上でございます。

○委員長（林 俊介） この件につきましては一応決算委員会とは別口になると思います。ですけれども、今、先ほど委員長の方に報告なしにその資料が提供されたということでございますが、もう一度だけ許可をいたします。

日下委員。

○委員（日下昭治） 460万円不納欠損されたのについては、817万円ですか。その、そうすると、かなりの率で不納欠損をしたということを考えられるわけですね。徴収がかなり少なかったと。その辺、下水道の事業というのは私も実際初めて関係することで分かりませんが、今後下水道事業まだこれからどんどん進んでいくものと思います。当然12年度分はそういう形である。そうしますと、今度13年度、14年度どんどんまた増えていくんじゃないかなと、そういう心配するわけですよ。でありますので、その辺は、徴収の方は当然下水道課でこれは徴収されるんでしょうけれども、その辺徴収については何かの方法を今後考えていただかないと、やはり市民に負担がかかるということでございますので、その辺だけぜひお願いして、質疑については終わります。

○委員長（林 俊介） ほかに質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(林 俊介) 特に無いようですので、議案第5号の質疑を終わります。

続いて、議案第6号の審査に入ります。

農水産課長より説明がありましたらお願いいたします。

農水産課長。

○農水産課長(堀江隆夫) それでは、議案第6号、旭市農業集落排水事業特別会計につきまして若干ご説明をさせていただきます。

資料の中の決算に関します説明資料、そちらの方をご覧になっていただきたいと思います。

最初にですけれども、農業集落排水というようなことで、下水と同じような事業なわけがありますけれども、この農業集落排水事業ということにつきましては、農業サイドの中でおおむね1,000人程度、そういう小規模の農業集落単位で整備をする事業ということになっております。いろいろ管を布設しまして、家庭から出ますし尿、あるいは生活雑排水の汚水、これは雨水を除きますけれども、そういう家から出ますいろいろなものを管を通じまして処理施設へ流入しまして、そこで処理した後公共用水の水域に流す。そういうことで河川を守ろう、そういうサイドでこの事業が成り立っております。

市内の区域でありますけれども、2地区で現在この事業に取り組みさせていただいております。1地区は江ヶ崎地区ということで、平成4年から平成12年にかけて工事を実施したものでございます。場所につきましては、袋のため池、東ため池の北側、それと対象道路の東側、その地区の江ヶ崎地区という所で県営の農村活性化住環境整備事業、これに基づきまして、国から50%、県から30%、市の負担は20%になるということで事業を実施しまして、供用開始が平成10年ということになっております。

もう1か所は、市内の琴田地区ということで、ちょうど旧旭市の一番北側の方になりますけれども、広域農道の南側の方の地域、よくキンセキの近くですかね、昔あった工場でありますけれども、あの地域で平成8年から平成12年にかけて工事を実施をさせていただいた地区でございます。これにつきましては農業集落排水緊急整備事業というようなことで、国から50%、県から20%、市の負担が30%、そのようなことで、供用開始が平成13年というようなことで現在まで事業を実施しております。

それでは、決算に関します資料の主に2ページの方をお開きいただきたいと思います。

普及状況等につきましては、先般の議会の中でご説明しましたように、この表にあるとおりでございます。問題につきましては、やはり市からの持ち出しを少なくするというのはや

はり普及率かなというようなことで課の中では検討させていただいております。

ただ、普及率というようなことで、いろいろ集落へ回っていくわけですが、既に浄化槽が設置してあるとか、あるいはそういう家庭がよくありまして、それが壊れてからは入るよという方が結構います。そんないろいろな形がありまして、なかなか全体的に66.3、これがなかなか伸びていかないという部分であるかと思えます。ただ、ここへきまして、新しく新居を構えるとか、そういう方々は既に合併浄化槽、そういうものになりますので、それよりはこの集落排水へ必ずつないでいただく。そんなことで若干年々伸びてきております。

それと、受益者分担金というようなことで、納付率があまり悪いような数字がちょっと出ておりますけれども、これは、供用を開始しまして、取りあえず自分の自宅の前の方に公共枘を設置をする。その際に42万円というものをいただくわけですが、それがなかなか自分で使っていないというようなことでちょっとお支払いになっていない、そういうケースがこういう納付率の積み重ねになっております。これにつきましては、使う際というようなことで、これは必ず払っていただくわけですが、絶えず職員がお願いをしまして納付率、受益者分担金につきましては向上に努めております。

あと、一番のあれは使用料でございますけれども、江ヶ崎地区につきましては17年度98.3というようなことになっておりますけれども、この4月から8月の中で職員が臨戸訪問等しまして、現在は99.1というようなことで、残り4件使用料が若干滞っている方がいる。いろいろ宅地を売っちゃったとか、あるいはちょっと若干行方不明になっている方もいます。そんなことで4戸ほど現在今徴収努力をしております。

琴田地区につきましては平成17年99.3でありますけれども、8月末現在は100%ということになっております。

以上が農業集落排水事業の概要でございますけれども、いずれにしましても、現在市の方から平成17年の決算の中でも1,955万5,000円というようなことで繰入金が決算されております。これをなるべく少なくする。これは、やはり普及率の改善、推進、そういうことで理解をしています。担当課の方でもこれから引き続いて一生懸命頑張ります。

ただ、両集落とも集落の組合がありまして、組合の中で役員さん方も自分の地区を普及率を上げようというようなことでご努力をさせていただいております。併せましてご報告をさせていただきます。

以上、簡単ですが、集落排水の説明に代えさせていただきます。

○委員長（林 俊介） 農水産課長の説明は終わりました。

議案第6号について質疑がありましたらお願いいたします。

(「なし」の声あり)

○委員長(林 俊介) 特に無いようですので、議案第6号の質疑を終わります。

それでは、議案第5号と議案第6号の所管課は退席してください。

しばらく休憩いたします。委員の皆さんは自席でお待ちください。

休憩 午後 1時25分

再開 午後 1時34分

○委員長(林 俊介) 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第7号に入る前に、農水産課長より訂正の申し出がありましたので、農水産課長お願いいたします。

○農水産課長(堀江隆夫) それでは、誠に申し訳ありませんでした。先ほどご説明しました資料の中、旭市農業集落排水事業特別会計歳入歳出に关します説明資料の方をすいません、いま一度ちょっとお手元の方をお願いしたいと思います。大変申し訳ありません。

この資料の実は2ページ目のところでございます。上の方から普及状況ということで記載をさせていただいてあります。その2番目の右側の方に琴田地区の普及状況がでございます。平成14年と平成15年、実は普及率が0.0、0.0ということで、誠に申し訳ありません。記載がありません。平成14年の普及率につきまして50.8%ということでご訂正をいただきたいと思ひます。平成14年は50.8%、それと、平成15年につきましては55.3%ということでご訂正をいただきたいと思ひます。誠に申し訳ありません。よろしくお願ひいたします。

○委員長(林 俊介) 続いて、議案第7号の審査に入ります。

水道課長より説明がありましたらお願いいたします。

水道課長。

○水道課長(堀川茂博) それでは、2点ほど説明を加えたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

初めに、決算書の13ページをお開きいただきたいと思ひます。

13ページの(3)に行政官庁認可事項という欄がございますけれども、その申請年月日が下の欄になりますけれども、17年7月19日、千葉県知事、平成17年度上水道高料金対策借款

再許可ということで、17年8月9日というふうになっておりますけれども、これにつきましては、借款先の公営企業金融公庫、ページでいきますと29ページの方になりますけれども、29ページの17年度、一番左側が年度となっておりますけれども、17年度の公庫資金と平成17年8月30日ということで、4,670万円ということになっておりますけれども、この関係の借り替えでございます。借り替えの対象なんですけれども、年利が6%以上で借り入れしている企業債が対象となっておりますして、60年度借り入れの公庫資金、借り替え額として4,670万円ということになります。利息の軽減額といたしましては、約478万6,000円ぐらいの軽減となります。

それから、もう1点目でございますけれども、ページにしますと28ページになります。28ページに、一番下から2行目に公庫資金ということで、昭和60年12月11日というふうになっておりまして、4億6,660万円ということで、償還高が6,780万3,142円と。これにつきましては直接決算書とは関係ございませんけれども、議案第24号の専決処分の部分となりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

あと、そのほかにつきましては補足説明でかなり詳細に説明してあると思ひますので、委員さん方の質問に答える形で何かご質問、ご指摘事項がありましたらお願ひしたいと思ひます。

以上でございます。

○委員長（林 俊介） 水道課長の説明は終わりました。

議案第7号について質疑がありましたらお願ひいたします。

明智委員。

○委員（明智忠直） 何点か質問したいと思ひます。

決算書の16ページの給水内訳ということで、有収率と無収率こういうことになっておりますけれども、無収率というのは一応消火栓か何かで消防関係か何かでの使用した水量に対する%なのかということ。

それと、漏水部分、水道がどこかで漏水しているというような部分があるのか、無いのか、それを把握しているのかどうかということもちょっとお聞きをしたいと思ひます。

それから、有水量の水道企業団に対する旧1市3町の契約があると思ひますけれども、1市3町の契約の有水量はどれくらいなのか。それで、どのくらい今実際には使っているのか、給水をしているのかどうかということもちょっとお聞かせをいただきたいと思ひます。

それと、旧1市3町の接続の部分で、給水管の接続の部分在今后どのような見通しでやっ

ていくのかどうかもできれば、今計画があれば教えていただきたいと思います。よろしくお願ひします。

○委員長（林 俊介） 明智委員の質疑に対し答弁を求めます。

水道課長。

○水道課長（堀川茂博） 初めに、16ページでございますけれども、有収水量と申しますのは、実際に売った値段といいますか、そういうことになりますけれども、それでは、その差ということになりますけれども、差の部分については委員さん推測のとおり、まず漏水もあれば、それから火災、あるいは消火栓の点検、それからあと、末端の停滞水の解消のための水を捨てるといいますか、そういうことが差になりまして、企業団の方から受けた水の差が出てくるわけでございます。実際に売れる分を通称有収水量ということで、率としましては、旭市の方は94.9%というふうに括弧書きでなっていると思いますけれども、94.9%と申しますのは有収水量としては非常に高いと。一般的に90前後ということになろうかと思ひます。

漏水については、あるのか、無いのかということになりますと、実際にはこれは多少あるかと思ひます。例えば、決算書のページで申し上げますと、決算書の例えば15ページをお開きいただきたいと思ひます。15ページの一番下の欄になりますけれども、配水管修繕工事と配水管補修ということで1か所189万円、こういうふうになっておりますけれども、これは、仁玉地先の京友会病院東側ですか、の漏水が見つかりまして改修するための工事というふうになっております。ということで、常時漏水箇所を現状におきましてはどこかと探すということは、現状においては漏れている箇所が分かってから直すというような、どちらかというあまりいい対応ではないかと思ひますけれども、現状としてはそういう状況になっております。

それから、企業団から来る水の量ですけれども、日量にしまして1万5,030立方メートル、旧旭市がそうです。それから、干潟が5,500、それから、海上が4,858、飯岡が5,890ということになります。その合計額が現在の合計額というふうになります。

それから、使用量につきましては、現状においては十分足りている水量であるというふうには思っております。

それから、これからの4地区をどのように結んでいくかということになろうかと思ひますけれども、現在整備計画、あるいは基本計画等を作成しておりまして、その中でループ化を進めると、接続管ですけれども。当然メリットを出さなければいけませんので、旭地区が全部大きなモーターによって水圧をかけております。それから、3地区につきましては、一部

高区、高い地域を除きまして基本的には自然流下方式ということで、ある程度高低差が高い部分、海拔のある部分にタンクが設置してありまして、それらを使って自然流下で水圧をかけていると。ということで、ループ化することによって、連絡管を結ぶことによってメリットなんですけれども、旭地区が末端が非常に水圧が下がっている部分があると。それを現状の高架タンクの水圧で増やすことはできないかということで、計算上現時点では飯岡地区と干潟地区の高架タンクが少し余裕があるということで、それらで末端をカバーしようというような計画で進めております。

以上でよろしいでしょうか。

○委員長（林 俊介） 明智委員。

○委員（明智忠直） ループ化は計画の中で進めていくというようなお話ですけれども、旭の契約水量が1万5,030立方ですか。それで、工業団地が水量が危ぶまれているわけでありまして、そういった部分も考えますと、今の旧旭市の契約水量で何%くらい出ているのか。給水ですか、それは契約の何%くらい旧旭市は出ているのかどうか、ちょっとお聞かせいただきたいと思います。

○委員長（林 俊介） 明智委員の質疑に対して答弁を求めます。

水道課長。

○水道課長（堀川茂博） 現状におきましては、現状のままループ化としないですといった場合、だいたい平成21年度ぐらいで厳しい状況になるというふうに推測しております。

以上でよろしいでしょうか。

○委員長（林 俊介） ほかに。

神子委員。

○委員（神子 功） 12ページで事業の報告書が載っておりますけれども、その中で業務状況、そしてまた建設の状況説明があったわけですが、平成17年度で建設改良いたしました。ここに書いてありますけれども、イ、鎌数、米込のその他の地先に配水管等を設置したということが載っております。布設をいたしまして、その効果というものについてはどういようになっているもののでしょうか。また、布設をした結果によって、給水加入申し込みというものがどうであったのかどうか。そしてまた、給水の件数の増加に寄与したと思いますけれども、それらを含めてご説明をいただきたいのがまず1点目でございます。

それから、決算の意見書の結びというのが10ページに書かれておりますけれども、この中では検討する内容が書いてありますし、今、明智委員の方からもご指摘があった内容も含ま

れておりますけれども、まず平成17年度の決算に当たりまして、既存の状態の中で現在給水申し込みをしたけれども、給水ができる可能性があってもまだやっていないという未使用の状況というものはどのようになっているのでしょうか。それが一つですね。

それから、今後の検討課題ということになりますけれども、合併によりまして、未整備地域への対応ということでこの検討をしなければいけないような状況にありますけれども、未整備地域をどのように今後検討していくのかどうか。要は、配水管布設が現在なくて水道が必要なところについては何か所かあると思いますけれども、そういった整備についてはどのように検討をされてきたのかどうか。それで、配水管を接続する容易な箇所というものも調査されておりましたら、どのような箇所があるのかどうか。そして、それは工事としては容易にできる箇所なのかどうか。やった場合にはどのぐらい経費がかかるのかどうかということについても、検討してありましたらお示しをいただきたいと思います。

それから、水道料金の統一の問題については、平成17年度決算終わりますけれども、これについては大きな検討課題ですが、今現在お考えになっていることがございましたら、これもお示しをいただきたいと思います。

それから、旧市町の施設の老朽化対策ということで、これも検討の課題の一つなんですが、現在旭、それから海上、飯岡、干潟ですね、これについての老朽状況並びに今後の老朽状況を踏まえてどのようなことが必要なのかどうか、この辺もお伺いしたいと思います。

以上です。

○委員長（林 俊介） 神子委員の質疑に対して答弁を求めます。

水道課長。

○水道課長（堀川茂博） 初めに、12ページの建設状況の関係でございますけれども、建設改良工事をして効果と件数ということですが、まず効果につきましてですけれども、この建設の場所につきましては、すべて連絡管をつなぐことによって、水圧の低下の解消と、あるいは、方法は増径もしているんですけれども、増径等によって水圧の改善というのが主な目的でございます。したがって、工事をする以前にその辺のところは十分検討しておりますので、効果は得られております。

それから、件数、つないだことによって件数が、加入者が増えたかどうか。これらについてはまだやったばかりでございますので、すぐには効果は、例えば宅地開発とかすぐは行われませんので、現状においては効果目に見えておりませんが、将来は当然宅地化されたりする場所等がございますので、加入の促進にはなろうかというふうに思っております。

それから、2点目でございますけれども、実際に敷き込みがしてありまして未使用という状況はどのようになっているのかということでございますけれども、旭地区で約1,000件ぐらいございます。本日詳細な資料はちょっと持参してまいりませんでしたので、約1,000件ぐらいあるということです。

それから、未整備地域をどのように解消していくかということでございますけれども、水道管が行っていない場所は、これはかなりございます。といいますのは、決算書でお示しのとおり加入率が76%ということで、やっと76%になったと言う方がいいかと思っておりますけれども、全国平均からしますと20%も下回っていると。したがって、大ざっぱに言えば、4軒に1軒は未加入世帯であるということが言えようかと思っております。したがって、未整備地域についても、当市の場合非常に人口密度が低い部分がございますので、1軒の家を加入していただくために、整備するために大変な費用を要する場所等々といろいろな問題がございます。まず第一に、未整備地域の解消に当たっては、先ほど言いましたように、ループ化していく中でもかなりの解消はできますので、それらを含めながら進めていきたいというふうに思っております。

それから、連絡管を結ぶ地域はだいたいどの辺かということでございますけれども、これは、旭地区につきましては矢指地区が非常に水圧が末端で低下しておりますので、飯岡の配水場から自然流下で連絡管を持ってきてループ化すれば水圧が上がるのではないかとというように一応計測はしてございます。

それから、もう1か所は干潟地区でございますけれども、これは入野、東入野まで来ているんですけれども、特に新町地区、あるいは鎌数地先の一部を干潟の連絡管で解消が可能ではないかというふうに計算をしております。

それから、5番目になろうかと思っておりますけれども、水道料金の統一、これは現在進行状況を申し上げますと、現在二つの計画書、整備計画と基本計画を作成中でございまして、一部につきましては8月の水道運営協議会の方に協議を出してございます。予定としましては、今月中にさらに協議会の方を重ねまして、末に、議会終了後になりますけれども、もう一度やりまして、数回料金の統一等、あるいは整備計画を含めて、運営協議会の方に諮っていききたいというふうに思っております。最終的には12月の定例会をめぐりに議案を上程したいというふうに思っております。合併の計画ですと、来年4月1日に料金は統一というふうに協定がなっておりますので、来年4月1日の料金統一に向けて事務の方を進めております。

それから、6番目の老朽化対策ですけれども、実は、決算書の方も健全でなっているという効果が監査委員さんの方からも認めていただきましたけれども、それは、水道事業そのものがちょうど事業を始めまして中間点におりますので、特に大きな工事をしなければ、経営上は非常に現状においては安定していると。ただし、ご指摘のように老朽化してきている分もそろそろ出てきております。一番最初に老朽化して改善しなければいけないというのは旭の排水機場ということになろうかと思えます。それは、先ほども言いましたように、ポンプアップ、ポンプで水圧をかけていますので、要は機械的に行っておりますので、それらについては、電気計装施設等についても一部今回も修理してありますけれども、一番最初に厳しい状況になると。

それからあと、そのほかの3地区の海上、飯岡、干潟地区の排水機場については自然流下、一部高区用のポンプが設置してある場所もございますけれども、それらについてはそれほど大きな負担にはならないだろうと。施設設備等については、これらについてはもう定期的に年次が来たら交換しなければいけないというふうに思っております。

それからあと、最後に配水管でございますけれども、耐用年数は一応40年となっておりますけれども、一番厳しいのは消火栓のある場所ということになろうかと思えます。消火栓のある場所については毎年数か所ずつ直しておりますけれども、1,000か所以上ございますので、当然配水管である本管が傷を付けてあるといたしますか、そこから消火栓をとっているわけですので、やはり傷みは非常に厳しい状況にあるということでございます。それらの場所については整備計画をきちっと作りまして、あるいは基本計画に基づいて年次ごとに計画的に改善を図っていききたいというふうに思っております。

以上でございます。

○委員長（林 俊介） 神子委員。

○委員（神子 功） それでは、1点だけお伺いいたします。

未整備地区の関係でございますが、人が住んでいないところに配水管を布設するというのも無理難題がありますし、費用がかかる。しかし、新興住宅とか、あるいはそのほか住宅が建ってきたところについては水道がどうしても必要になるということがございます。そういった意味で、今は個人負担ということが大原則でございますけれども、検討の中に一部負担をしてもらうとか、あるいは密集地になってきたところについては現在の考え方から違った方法で考えていくということについての検討はどのようにされているかどうかお伺いしたいと思います。

○委員長（林 俊介） 神子委員の質疑に対して答弁を求めます。

水道課長。

○水道課長（堀川茂博） 旧旭市の場合はずべて自己負担ということで加入を増やしておりましたけれども、市長の方ともこれはもう詰めてございますけれども、合併を機に、その配水管を延長する、施設を整備することによって大きな効果が得られる場所、あるいは特に健康上重大な場所、それから停滞水の解消等が図られるような場所であれば、個人負担をしていただかなくても延伸はしようということで市長とは協議してございます。ただし、おれのとときはやって今度は負担なしかというような不公平感の無いような、誰が見てもこれは延伸した方がいいよという場所であれば、当然地域の皆さんと話し合った上で、そういう場所については水道課の計画書の方の中にも盛り込んで、予算書の方にもですけれども、そういう方法で未整備地域の解消に当たっていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○委員長（林 俊介） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（林 俊介） 特に無いようですので、議案第7号の質疑を終わります。

水道課の皆さん、退席をしていただきたいと思います。

しばらく休憩いたします。2時20分まで休憩いたします。

休憩 午後 2時 7分

再開 午後 2時20分

○委員長（林 俊介） 休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、議案第8号の審査に入ります。

病院経理課長より説明がありましたらお願いいたします。

病院経理課長。

○病院経理課長（鏑木友孝） それでは、少し付け加えさせていただきたいと思います。

まず、決算書の1ページをお開きいただきたいと思います。

この第1項の医業収益の補正予算額でありますけれども、こちらのものは主に外来収益の増加を見込みまして3億1,585万円の増額をいたしました。決算額ではさらに上向いてい

る状況となっております。増額しております。この大きな要因でございますけれども、外来では抗がん剤治療を拡充して行うことができるようになったことなどによりまして、外来収益は補正予算後の予算額をさらに2億983万5,040円上回りまして91億9,778万40円になりました。また、入院収益も医療の高度化による診療単価の増加によりまして、予算額を1億2,048万3,717円上回る101億5,478万8,717円となっております。

それでは、2ページをお願いいたします。

その第1項の医業費用の決算額のうち給与費は93億7,570万6,956円で、予算額を3億1,106万1,044円下回っております。この要因でございますけれども、中途途中退職者の増や人事院勧告で0.3%のマイナス改定があったことなどによるものであります。また、減価償却費は、老朽化している建物などの特別償却を行いました。14億2,054万6,466円になりまして、予算額を1億929万3,466円超過しておりますけれども、現金支出は無いものであります。この結果でありますけれども、総収益、総費用の90%以上を占めます本業である医業収支におきまして4億886万3,844円の医業利益を得ております。

それでは、次に4ページをお願いいたします。

資本的支出の欄外に補てん財源の説明がございますけれども、17年度末の未使用補てん財源は85億1,905万3,518円で、16年度の末よりも2億8,900万円ほど増額しております。

それでは、ちょっと飛びまして、27ページをお開きいただきたいと思います。

(イ)の工事請負契約のうち医師宿舎新築工事は4億5,675万円でした。

次に、(ロ)の医療器械のうち特に大きなものでございますけれども、1行目の磁気共鳴断層診断装置アップグレード機器は5,145万円、それから、3行目の磁気共鳴断層診断装置は1億8,585万円、また、一番下の行の線源選択型アフターローディングシステムは1億395万円でありました。

次の28ページをお願いいたします。

7行目の電子カルテ対応ネットワーク機器は、203式でありますけれども、2,394万円でした。それから、その次の8行目、病院情報システム(部分検収分)でありますけれども、こちらの方は2億3,124万2,445円となっております。

次に、30ページの方をお願いいたします。

3行目のエックス線骨密度測定装置は2,677万5,000円でした。

次の31ページの(ハ)でございますけれども、ソフト開発費のうち、こちらの方も特に大きなものでございますけれども、6行目の電子カルテ対応プログラム8件は3,642万2,400円。

それから、次の7行目の病院情報システムの部分検収分でございますけれども、こちらの方は6億5,105万9,010円となっております。

なお、この2件と、前のページの28ページの7行目、8行目の2件でありますけれども、こちらの方は病院情報システムのものでございます。

以上でございます。

○委員長（林 俊介） 病院経理課長の説明は終わりました。

議案第8号について質疑がありましたらお願いいたします。

滑川委員。

○委員（滑川公英） 何点か聞きたいと思います。

この決算書の内容なんですけれども、ここに建設工事とか、それからソフトとか、それから医療機器の購入のことでだいぶページを割いておりますけれども、この入札とか、ないしはその辺はどのように、随意契約しているのか、それとも入札をやっているのか、それとも指名入札なのか、そういう件数をできれば教えていただきたいと思います。

それとあと、この最後の方に企業債残高がありますけれども、今回も問題になっておりますけれども、耐震ということで50%近くを建て替えるということでございますが、その中に、ここに企業債残高でやはり国に返済していかなくちゃならないものが出てくると思うので、その辺のことについてもお答えをいただきたいと思います。

以上質問いたします。

○委員長（林 俊介） 滑川委員の質疑に対して答弁を求めます。

病院事務次長。

○病院事務次長（伊東一直） 工事の方につきましては整備課が担当しておりますので、整備課長の方から回答させます。

○委員長（林 俊介） 病院整備課長。

○病院整備課長（永嶋英和） 整備課長の永嶋と申します。

ただいまの滑川委員のご質問につきまして、医師宿舎新築工事についてでございますが、こちらについてご説明させていただきたいと思います。

今回の建物につきましては、従来は指名競争入札で行っていたんですが、今回新たに公募型指名競争入札ということで若干さらなる競争力を高めると。そういう意味で公募型の競争入札を導入しまして入札をいたしました。

以上でございます。

○委員長（林 俊介） 病院事務次長。

○病院事務次長（伊東一直） それから、医療器械等の契約につきましては用度課の方でやっておりますので、用度課主査の片見から回答させます。

○委員長（林 俊介） 病院用度課主査。

○病院用度課主査（片見武寿） 片見と申します。よろしく申し上げます。

医療器械の契約方法なのですが、17年度は医療器械100万円以上で約70件ほどございまして、そのうち指名競争入札で行ったものが4件です。ソフト開発費につきましては全部で16件ございまして、そのうち指名競争入札で行ったものが2件でございます。

以上です。

○委員長（林 俊介） 病院事務次長。

○病院事務次長（伊東一直） 起債の償還の残高等の件につきましては、経理課長の方から回答をいたします。

○委員長（林 俊介） 病院経理課長。

○病院経理課長（鍋木友孝） 今委員さんの方から質問がありましたその半分くらい建て替える計画なものであるのですが、今後国の方に返還するようなものが出ないかどうかということがありますけれども、返還するかどうかというのは、今後のそのあいたところの使い道とかというようによるようなことでもあります。今後そこら辺の理由、これは何々に使いますとかということをお県の方に相談いたしまして、それによって決まるということでもありますので、今それにつきましてもこれから検討を進めるところでございます。

以上でございます。

○委員長（林 俊介） 滑川委員。

○委員（滑川公英） どうもありがとうございました。

そうすると、ここに企業債の明細書が出ている中ではそのようなことを考えなくてもいいと。50%についてはこれ以前の建物でいいということですね。そうでもないですか。

それと、先ほどの回答をいただきましたけれども、あとはすべて指名入札が極めて少なく、あとはほとんどが随意でやっているということですか。

この間の一般会計の方でも財政課長には申し上げたんですけども、購入方法の仕方とか入札方法の仕方を変えれば、この辺の中では一番中央病院が費用の安さでは群を抜いて安いと言われておりますけれども、もっと安くなる可能性があるのではないかと思います。随意契約が多いということは、なあなあなところが多くなっちゃうんじゃないかと思いますから、

その辺のことにつきましてはもっと入札方法、指名ないしは競争入札にするとか、全国には要するに医療の関係の業者というのはべらぼうにあると思うんですよね。ですから、その辺の入札方法を改良するだけで、この落札率は聞いておりませんが、医療機器ですから、全然そんなことには民間には対応できないよということであれば別ですけども、そうでないような今状態にあると思うんですよね。今後とも医療が毎年中央病院で利益の幅がどんどん薄くなっているということであれば、やはり我々が中央病院が買っていただく医療の費用の方につきましてもぜひ検討いただきまして、医療機器ないしは建物につきましても、建物であれば減価償却費として計上していきますから、やはり収益の圧迫になるので、その辺のことをぜひ改良していただきたいと思います。

その2点。

○委員長（林 俊介） 滑川委員の質疑に対して答弁を求めます。

病院経理課長。

○病院経理課長（鏑木友孝） 先ほどありましたその50%部分というのですけれども、今の建て替え計画でございますけれども、おおよそ50%部分でございます。けれども、今の案では全部壊してしまうとかというようなことは無いので、そのまま使用するような予定であります。私申し上げましたのは、その使い道によって、県の方とこれから相談するのでありますけれども、その内容によっては若干返すというようなことが出てくるかもしれませんし、あるいは全然返さないということがあるかもしれません。というような状況でございます。

○委員長（林 俊介） 滑川委員。

○委員（滑川公英） すいません。じゃあ、使用目的が例えば変わるということになりましたら、その場合でも返還の必要は無いですか。違うように変えるということであれば、普通であれば繰上償還しなさいよというようなことが指導されると思うんですけども、その辺はどうお考えでしょうか。

○委員長（林 俊介） 滑川委員の質疑に対して答弁を求めます。

病院事務次長。

○病院事務次長（伊東一直） 起債の繰上償還の件ですけども、病院事業として起債を起しておりますので、病院の施設として使用するということであれば、恐らく繰上償還にはならないと。今までのペースで、予定通りのペースで支払っていくということになるかと思えます。ただ、目的が病院以外の施設にしちゃうとか、あるいは病院本体で借りたやつを医師宿舎ですとか看護婦宿舎ですとか、用途が違うものに使うということになると、そういう

問題は出てこようかと思えます。

○委員長（林 俊介） 滑川委員。

○委員（滑川公英） どうもありがとうございました。ということは、全部50%が駄目だとしても、残しておいて医療関係に有効利用していくと。じゃ、その場合は耐震云々というのはどうなりましょう。

○委員長（林 俊介） 滑川委員の質疑に対して答弁を求めます。

病院事務次長。

○病院事務次長（伊東一直） 今病院の方で考えている再整備の計画におきましては、一応耐震基準を満たしている面積的には50%になるんですけれども、これは使うと。ただ、部屋の用途は変わってくるかと思えます。耐震基準を満たしていない50%につきましては、これは一応使わない方向で考えております。というのは、耐震診断をやったり、それから耐震補強を仮にやりましても、そう長い年数使えるものではないと。まして、もう40年以上たっている部分もかなりありますので、それを無理に残して使っておいても、患者さん入院していますので、万が一のことがあった場合には大変なことになりますので、耐震基準を満たしていない部分については使用しないと。最終的には撤去の方向になろうかと思えます。ただ、これは何年先になるか、今のところまだ予定はしておりません。

○委員長（林 俊介） ほかに。

なるべく一括でひとつ、滑川委員。

○委員（滑川公英） 関連でもよろしいでしょうか、今のことについてなんですけれども。

というのは、今回の一般質問とか、ないしは議会本会議の中で建設委員会を作っていると、そういうお答えをいただきましたけれども、建設委員会は、公営企業の委員会はありますけれども、建設委員会の中というのは内々の中だけですよね、簡単に言うと。例えば、皆様方がいつも患者様と言っているけれども、患者の声なんて全然入らないですね。どう言われているかご存じですか。一番おじいちゃん、おばあちゃんが困っているのは迷路だと。ですから、建設委員会というのであれば、その辺の有識者だけじゃなくて、患者さんにも声をかけて、病院をよくしてもらいたいとか、3時間待って1分や2分の診療では困るとか、そういう考え方もぜひ建設委員の中に入れてもらわないと、また同じような業者で同じような建物ができたら困ると思うんですよね。ですから、ぜひその辺のことももうちょっと、今枠の中でもう決まっているというのなら困りますけれども、もうちょっと増えてもいいよというのであればそういう方々も入れてあげて、もうちょっと柔軟な建設計画にさせていただいた方が

いいんじゃないでしょうか。

今までの中央病院では、中央病院の本体にはいやし系というのは何ともありませんよね。今ここ10年来の建物というのはほとんどがいやし系が入っているわけですよ。夢も何も無いでしょうよ。一番上の6階のホスピスですか、終末期医療ですと、遠くが見えてゆったりしていいというのはありますけれども、ただ外来の患者とか入院患者についてはそんなにいやし所が無いんですよね。でも、今そういうようないやしというのはもう病院のやはり一つのキーワードだと思うので、その辺を考えると、今の建設委員会というのはちょっと内々だけの考えでやっている。何十年来の伝統を引きずってこれからもやっていくというような考えで皆さん我々は考えざるを得ないので、その辺のことをもうちょっとソフトに、どのようにこれからの病院をよくしていくかということではぜひお願いしたいと思います。これはお願いです。よろしくお願いします。

○委員長（林 俊介） 滑川委員、本日は決算委員会でございますので、そちらの方については常任委員会の方にひとつしたいと思いますので、その辺でお願いしたいと思います。

木内委員。

○委員（木内欽市） 医師宿舎についてお尋ねをいたします。

床面積は、1部屋というか、医師1人に対してどのぐらいですか。お分かりでしたらお教えください。

○委員長（林 俊介） 木内委員の質疑に対して答弁を求めます。

病院整備課長。

○病院整備課長（永嶋英和） 木内委員のご質問にお答えします。

まず、世帯用を12戸、単身用を16戸造りました。単身用というのは俗に言う1Kでございます。これが2種類ございまして、1種類が28.5平米、いま一つが29.45平米でございます。世帯用につきましても若干柱の位置等で2種類に分かれますが、一つが96.40、もう一つが96.46平米でございます。

以上でございます。

○委員長（林 俊介） 木内委員。

○委員（木内欽市） 私は、この件に関しては個人的にですが、華美になる必要はないですが、ひとつ医師をつなぎとめておくためにも、やはり住居がいいということは一つのポイントになると思いますので、この点は多少、お医者さん1人で1億円稼いでくださるわけですから、住宅もデラックスでなくてもいいですけども、都会へ帰られちゃったら困りますので、そ

ういった面で設備もしていただければと個人的に思います。よろしくお願いします。

○委員長（林 俊介） そのほかに質疑ございませんか。

林一雄委員。

○委員（林 一雄） この決算書を見まして、昨年7月から3月までの決算書なんですけれども、全般に見てかろうじて黒というふうに出ております。したがって、先ほど滑川委員から質問がありました建て替えの件につながるかと思うんですけれども、5月に建設委員会を立ち上げるとか、それとか、監査委員決算意見書の中の21ページの下から3行目ですか、新病棟の建設の事業を視野に入れながらという項目も入っております。前村上院長さんの時には、病棟の建て替えは考えていないという答弁をいただき、そう私も覚えております。それで、市長も、近隣の病院がかなり稼働率が悪いので、その辺旭市の中央病院を何かをそちらの方面に移して、中央病院が混雑の緩和に努めるんだ、そういった市長の答弁でもありました。院長さんが変わりましたらば、この建設計画が浮上したわけでございます。

この決算書を見ても、建設積立金がいっぱいあるならばいいかもしれませんが、国や県におねだりをするわけですし、また、病院自体もある程度資金があればいいんですけれども、この経営状況から見て、今後もどういった病院を建設するか分かりませんが、果たして市民に迷惑をかけない、そういった一般会計から補わなくちゃいけないというようなことがあってはいけないなど、こう私は思っておりますけれども、その辺についてのお考えをお聞かせ願いたいと思います。

○委員長（林 俊介） 林一雄委員の質疑に対して答弁を求めます。

病院事務部長。

○病院事務部長（今井和夫） 建て替えのことですけれども、これにつきましては委員もご存じかもしれませんが、昨年来市議会のおきまして前院長の時代から建て替えについては市議会でも質問もいただき、回答もいたしております。これは、私どもも今回の議会迎えるに当たって確認をしたところでございます、何度もそういうやりとりがございますし、常任委員会でも何回かご説明をしているところでございます。

それから、市民に迷惑をかけないようにということですが、ご心配ごもっともでありますし、またそうあらねばならないというふうに私どもも思っております。したがって、市の一般会計からは今までも交付税措置された金額同等額以上はいただいたことはございませんし、今後も今回の建設計画の中で収支のシミュレーションも十分慎重に行いまして、県、あるいは国からもそういう指導はもちろん今後あると思っておりますけれども、十分吟味した上で

プランを立ててまいりたいと思いますので、ご理解をいただきたいと存じます。

○委員長（林 俊介） 林一雄委員。

○委員（林 一雄） それと、近隣の病院との関係なんですけれども、これは進めていくのかどうか再度お聞きいたします。

○委員長（林 俊介） 林一雄委員の質疑に対して答弁を求めます。

病院事務部長。

○病院事務部長（今井和夫） 決算に直接関係あるかどうか分かりませんが、これは病院が独自で考えるというよりも、これも議会の質疑でございましたけれども、今行政ベースでいろいろなそういう連携の場も設けられて、行政の主体にご検討をいただいているということでございますので、私ども公営企業である病院としては、そういった行政の指導に従った形で努力をしてまいりたいというふうに考えております。

○委員長（林 俊介） 林一雄委員。

○委員（林 一雄） ぜひ、先ほどの答弁のように、市民に迷惑をかけない民間会社と思ってやっていただきたいと思ひまして、質問を終わります。

○委員長（林 俊介） ほかに質疑は。

日下委員。

○委員（日下昭治） 何点かちょっとお聞きしたいなと思いますのは、この先ほどの中に医療機器等を購入されたものを列挙されておりますね。それと、ソフト開発費。それらにつきましては予算書における開発費に当たるのかと思うんですけれども、その辺はそうだと思いますけれども、個々の一つ一つのものを出ているわけでございますけれども、トータルで幾らなのか、ちょっとできればそれを教えていただきたいなと思います。

それと、この決算書の中において、医師の就退職かなり細かく明細に出ておりますけれども、退職者が多い割に就職者が少ないような感じもするんですけれども、その辺のものはどうかという感じがしましたので、その辺は結果的にはどうなのかなと思いますので、よろしくその辺も含めてお願いしたいと思います。

それと、一部事務組合の際には、一般会計でやる会計部門が4会計でしたか、あつたと思うんですけれども、それを企業会計にしたには相当無理もあるんじゃないかなという感じをするわけでございますけれども、その辺の会計決算をした中でも感じたことがございましたらお願いしたいと思いますけれども。

○委員長（林 俊介） 日下委員の質疑に対して答弁を求めます。

病院経理課長。

○病院経理課長（鏑木友孝） こちらの予算的な方でございますけれども、予算書では資産購入費というようなところに機具備品も、それからソフト開発費も入っております。今年7～3の決算額で申し上げますと、税込みでございますけれども、機具備品の方が13億5,352万1,160円、それから、ソフト開発費ですけれども、7億7,312万460円となっております。

以上です。

○委員長（林 俊介） 病院事務次長。

○病院事務次長（伊東一直） 医師の就職、退職の件ですが、19ページ、20ページに就職、退職名前も載っているわけなんです、今回の決算が7月からですので、4月～6月の分がここではありません。したがって、20ページの18年3月に大量に退職しておりますけれども、これは毎年3月、4月で入れ替えになると。ほとんどが大学から派遣していただいている医師がここへ載ってくるわけですけれども、今年度のこの決算に限りましては4月の就職の数字が載ってきておりませんので、退職者が多いように見えるかと思えます。うちの方は、ほかの病院と比べまして医師数が、総体ですけれども、減っているというような状況はございませんので、一部の科では少ない科があるというような状況はありますけれども、総体的な医師の数につきましては確保できているかなというふうに考えております。

以上です。

○委員長（林 俊介） ほかに。

（発言する人あり）

○委員長（林 俊介） 病院経理課長。

○病院経理課長（鏑木友孝） その附属施設の方ですけれども、今申しあげました中には機具備品、それからソフト開発費は……

（「一般会計を企業会計にした場合に無理があったか、ないかということ」の声あり）

○病院経理課長（鏑木友孝） はい。無理があったか、無いかということでございますけれども、無理はございませんでした。今数字、その期間の……

（「数字はいい」の声あり）

○病院経理課長（鏑木友孝） そうですか。無理はございませんでした。

○委員長（林 俊介） 日下委員。

○委員（日下昭治） 無理はございませんでしたら、それはそれでよろしいかと思います、結

果はそういう形になったわけでございますけれども。一般会計でやらなければならないで進んできたもの、養護関係のものを今度企業会計に入れたわけですよね。会計そのもののシステムが違うわけですよね、それは。企業会計は利益を生むための基本的なものだと思いますし、養護関係はもう全く補助を充当してやるものでございますから、これを合併を協議する際にその辺を入れるのはどうかなという心配があったわけでございますけれども、現在そういう無理は全く無いということでございますから、それはそれでよかったのかなと思いますけれども、私どもは相当無理があったのかなと思ったんですけれども、その辺心配なかったらそれで結構です。

それと、先ほど予算の中で機具及び備品が、8億幾らのやつが13億幾らになったということですよね。そして、ソフト開発が8億円くらいの話がされたと思うんですけれども、この予算書を持っていますか。36ページ、このことだと思ったんですけれども、そうではないんですか、これ。

○委員長（林 俊介） 日下委員の質疑に対して答弁を求めます。

病院経理課長。

○病院経理課長（鏑木友孝） 7～3月でいきますとこの金額になりますけれども……ちょっとお待ちください。

失礼しました。先ほどの数字ですけれども……。

○委員長（林 俊介） 審査は途中ですが、ここで一たん休憩いたします。では、しばらく休憩ということにします。

休憩 午後 2時59分

再開 午後 3時 3分

○委員長（林 俊介） 休憩前に引き続き会議を開きます。

病院経理課長。

○病院経理課長（鏑木友孝） ただいまはどうもすみませんでした。

先ほどの機具備品はどこからとか、それから、ソフト開発費はどこからということなんですけれども、資産購入費の中の機具備品と、それから開発費から支出されております。

なお、私はちょっと合計金額税込みの方を申し上げたんですけれども、こちらの方ですけ

れども、予算流用ということで機具備品と、それからソフト開発費を行っておりますので、予算の方は十分手当てできているというような状況です。

以上です。

○委員長（林 俊介） 日下委員。

○委員（日下昭治） 多分そういう形でなければこれできないかと思ったんですよね、予算流用ということ。ただし、ただ言いたいのは、そこで、これだけの差が出てくるということは実態ね、病院企業会計だからということで多分そういう形をやっているかと思うんですよ。しかし、旭市は本体がこちらだということも含めて、今後いろいろな面でそれだけの差が出てくる際にはやはり我々にも分かるようにしていただきたいなど。それだけお願いして終わりにしたいと思います。

○委員長（林 俊介） ほかに質疑ございませんか。

明智委員。

○委員（明智忠直） 二・三点お聞きしたいと思います。

決算書の36ページですけれども、費用の部分で1款1項1目のその他の職員といいましょるか、部分があるわけですから、病院正職員1,700何名ですけれども、その他の職員というのは何人くらいで、どういう業種なのかお聞かせをいただきたいと思います。といいますのは、今回6月から人材派遣センターに移行されたということの中で、この職員がすべて人材派遣に移行されたのかどうかということも一つ確認しておきたいと思いますので、よろしくお聞きしたいと思います。

それから、材料費の3番目でありますけれども、給食材料費、患者用給食材料費と、もう一つ職員の材料費ありますけれども、この材料費を賄ってもらう業者の選定の基準といいましょるか、更新の年数と、その基準がどのように選定していくのかなど。一般質問の本会議の中でも話がありましたように、カット工場といいましょるか、それが市長の願望であります。そうなったらそこに委託をするような話も聞いておりますけれども、現在のところは業者が賄っていると思いますので、その業者の数と採用の基準ですか、その辺もお聞かせをいただきたいと思います。

それから、次のページの15節の委託費でありますけれども、業務委託料の主だった委託の仕事ですか、その辺もお聞きをしたいと思います。よろしくお聞きします。

○委員長（林 俊介） 明智委員の質疑に対して答弁を求めます。

病院事務次長。

○病院事務次長（伊東一直） 給与費のところのその他職員でございますけれども、これにつきましては看護補助員とか助手、あるいは整備員、給食員、その他技術職の助手が入ってきております。ちょっと今人数につきましては調べております。

○委員長（林 俊介） 病院経理課長。

○病院経理課長（鍋木友孝） 委託の主なものであります。こちらの方、総額では5億4,400万円余りなんですけれども、大きいものから申し上げますと、医療機器の保守料であります。これは、医療機器が何台もありますので、こちらの方が9,815万2,942円。それから、次に検査の外注でございます。これが4,720万7,842円。それから、警備保障委託料でありますけれども、3,668万585円。それからあと、電算機保守とかでありますけれども、こちらの方も3,515万1,600円です。大きなものからいきますと、今数点申し上げましたけれども、以上のような状況であります。

○委員長（林 俊介） 病院用度課主査。

○病院用度課主査（片見武寿） 給食材料についてお答えいたします。

一般質問の中でもありましたように、当院の給食材料につきましてはほかのものに関して遅れていることは確かでございます。現在は市内の業者から見積もり合わせという形で入れております。今後さらに安価で購入できるように努力していきたいと思っております。

以上です。

○委員長（林 俊介） 明智委員。

○委員（明智忠直） 材料の方の委託というか、取引業者は何社あるのか。それで、どのくらいの数量を扱っているのかも分かればお聞かせをいただきたいと思っております。金額でもいいですけれども。金額ここに全体で出ているわけですから、業者によってどのくらいだというのは分かると思っておりますけれども。

○委員長（林 俊介） 明智委員の質疑に対して答弁を求めます。

病院用度課主査。

○病院用度課主査（片見武寿） 今の材料というのは給食材料ということでよろしいのでしょうか。今30社ほど取引がございまして、金額に関しては経理課長の方からお答えいたします。

○委員長（林 俊介） 病院経理課長。

○病院経理課長（鍋木友孝） 給食材料費ということで決算書に載っております1億4,129万2,730円でございます。こちらの方は入院している患者様の給食材料でございます。職員の方は今委託業者の方にしておりますので、こちらの方は患者様の分だけでございます。大

きなものとかでいきますと、当然肉、それから野菜、魚、そのような状況でありますけれども、だいたい1社で大きなところで月に200万円から300万円、そのくらいだったと思います。以上です。

○委員長（林 俊介） 神子委員。

○委員（神子 功） 17年7月から3月まで、19ページに職員に関する事項ということが、当年度の末現在数というのがいずれも定数よりも減ということで示されております。それが、結果的には、明細書でいきますと、費用の36ページからそれぞれ費用が入っているものと判断をするものでございます。

そういうことを踏まえましてお伺いいたしますが、19ページでは病院の職員、技術職員、行政職員、その他職員ということはかなり大ざっぱになっておりますけれども、当年度末の現在数ということで、それぞれ36ページ以降に出ております医業費用の給与費、さらには手当とか、40ページでは看護師確保の看護専門学校の給与費、その下の施設の給与費とかということで給与費がございましてけれども、それぞれの人数が分かりませんので、明細についてお答えをいただきたいのが一つです。特に、医業費用ということでは、給与の中には医師、医療技術員、看護師、事務員、その他職員、今質疑がありましたけれども、そういうことがありますので、それぞれ人数的なもの、施設についても同様に合計が合うと思いますので、当年度末現在数のそれぞれの人員をお聞かせ願いたいと思います。

次に、その給与でございましてけれども、その他職員も含めて、法定福利費というものはそこに全部入っているものかどうか。37ページの賃金ということで、日々雇用雇上料ということで賃金も入っておりますけれども、給与に関する法定福利費についてと、賃金は法定福利費については、賃金扱いの方は法定福利費はどうなっているかどうか、この点含めてお伺いいたします。

以上です。

○委員長（林 俊介） 神子委員の質疑に対して答弁を求めます。

病院事務次長。

○病院事務次長（伊東一直） 1,661人の内訳でございまして、これは、正規職員、共済組合に加入している者の数でございまして。内訳は、医師が140、それから技師が233、それから看護師が693、事務が98、その他が391。今までのが病院本体の数で、病院本体ですと1,555になります。それから、附属施設の方ですが、シルバーケアセンターが50、看護学校が14、養護老人ホームが12、特別養護老人ホームが26、ケアハウスが4、これで全部で1,661でござ

います。

それから、法定福利の件ですが、臨時職員、社会保険等に参加しておりますので、そちらの法定福利につきましては3節の法定福利の方へ入れてあります。備考欄に健康保険負担金というふうに入っておりますが、これらが臨時職員の社会保険の法定福利になります。

○委員長（林 俊介） 病院経理課長。

○病院経理課長（鍋木友孝） それから、法定福利費の件でありますけれども、看護学校以下の方は、法定福利費も一括でそこに含めてあります。看護学校、それから老健施設、その各節のまとめたものを節でまとめてございます。

以上です。

○委員長（林 俊介） 神子委員。

○委員（神子 功） 一つは確認ですが、37ページの賃金の日々雇用雇上料、これについても入っているかどうかについて、それが確認が一つです。

それから、37ページの手当ですね。医師、医療技術員それぞれ手当がありますけれども、どういった手当がそれぞれあるのかどうか。これは、一般会計の人事費の決算につきましては職員手当ということで一般会計分は手元にいただいておりますけれども、今すぐ無ければ後ほど結構ですが、この手当の関係につきまして金額と、それから1人頭月幾らになるのかどうかについてお示しをいただければありがたいと思います。

以上です。

○委員長（林 俊介） 神子委員の質疑に対して答弁を求めます。

病院事務次長。

○病院事務次長（伊東一直） 賃金でございますが、4節の賃金日々雇用雇上料というふうに備考欄に書いてあるんですが、これは内容は、臨時の医者、これは週1回、あるいは月1回、あるいは臨時的に手術をお願いしたりとか、その医者の手当、それから臨時職員の給与分になります。日々雇用という職員も何名かおりますけれども、それらの数字が入っております。

法定福利の方は、先ほど申し上げましたけれども、臨時職員については法定福利費の方に計上してございます。

○委員長（林 俊介） 神子委員。

○委員（神子 功） 途中ですみません。今ご説明いただいた4節の賃金については、賃金の方々について今ご説明いただきましたけれども、臨時の医師の方、あるいは臨時の職員の方という手当が入ったり、職員だということがありますけれども、臨時職員についてはその法

定福利費についての扱いはどうですかということについては、入っているか、いないか。無ければ無いで結構ですよ。あれば。

○病院事務次長（伊東一直） 臨時職員の法定福利費という意味ですか。それがどちらに入っているかと。日々雇用。

○委員長（林 俊介） 神子委員。

○委員（神子 功） 今36ページから、あるいは施設も含めて、給与費ということに該当するその他職員も含めて、これは法定福利費は入っていますよということいただきました。じゃ、その賃金ということで今説明をいただきましたけれども、日々雇用雇上料の臨時の医師の手当ですよという説明と、臨時の職員ですよという、これは1日の方も含めるよという話がありましたけれども、その賃金に該当する方は法定福利費について扱いがありますかという。無ければ無いで結構です。あればありますよで結構です。

○委員長（林 俊介） 神子委員の質疑に対して答弁を求めます。
病院事務次長。

○病院事務次長（伊東一直） 臨時職員につきましては賃金の欄へ給与は入れてあります。法定福利については当然負担しておりますので、それは3節の法定福利の方へ計上してあるということです。

○委員長（林 俊介） ほかに。
病院経理課長。

○病院経理課長（鈴木友孝） ちょっとご質問が分からなくて申し訳ございませんでした。パートの方々につきましては法定福利費は支払いしておりません。よろしいですか。

○委員長（林 俊介） 病院事務次長。

○病院事務次長（伊東一直） 補足。すみません。今経理課長パートと申しあげましたのは、本当に1日のうち数時間といったような日々雇用の職員ですので、これについては法定福利の対象になってこないということで、負担について無いという回答でございます。

私が先ほど申しましたのは、臨時職員といいましても常勤の職員と同じ勤務時間、あるいは1日基準がありまして、何時間以上の場合には社会保険加入ですとか、そういうのが発生しますので、それにつきましては法定福利の方で計上してあります。

○委員長（林 俊介） そうしますと、臨時雇用についてはあるけれども、先ほど経理課長が言われたパートの部分が無いということでもいいですね。

○病院事務次長（伊東一直） そのパートという意味が、本当1日に半日にも満たないといっ

たような職員ですので、法定福利の対象にはなっていないと。

○委員長（林 俊介） 神子委員。

○委員（神子 功） ちょっと整理をお願いしたいんですが、賃金という中に今お話があったパートの入っているか、いないかということが、パートという話がありましたので、それが入りますよということなのか。中には臨時というお話もありましたので、そのパートについてはじゃ何名ぐらいいるんですか。臨時の法定福利費に該当する人は何人いるかどうか、お答えができましたらお願いしたいということで、それが一つと、あとは、手当の問題についてまだ回答がありませんのでお願いします。

○委員長（林 俊介） 神子委員の質疑に対して答弁を求めます。

病院事務次長。

○病院事務次長（伊東一直） 先ほど来申していますそのパート職員、あるいは日々雇用というのは本当の臨時的なもので、期間も短く、1日の勤務時間も短いといったような職員ですので、法定福利を負担するような対象にはなっていない職員と。数は、これはほとんどいないと言ったら変ですけども、数名。看護師が産休に入ったりとか、そういったたしか職員だったかと思います。あと、医者の方は本当の単発で、月1回、あるいは2週に1回くらいの、半日くらいでお願いしているものですので、これにつきましても法定福利の関係は対象にはなっていないというふうに考えております。

○委員長（林 俊介） 臨時が何名という、先ほど人数の方がありましたけれども、その法定福利に入っている人数等についての質問がございました。その辺の回答をお願いします。

病院事務次長。

○病院事務次長（伊東一直） 2節の手当でございましてけれども、手当は通常の扶養手当ですか、住宅手当ですか、超過勤務手当ですか、これは市役所の職員とだいたい同じ項目だと思います、国家公務員と同じものでやっておりますので。あと、特殊勤務手当がありまして、これは事務、その他職員を除いて医師、医療技術員、看護師につきまして、いろいろな項目について、これは規則の方で定めてあります。たしか企業職員の給与の条例にも名前だけは載っていたかと思いますが。これは、いろいろな手当がありまして、ちょっと全部ここで読み上げてもちょうと書きとめられないかと思いますがけれども。

○委員長（林 俊介） 神子委員。

○委員（神子 功） 先ほど申し上げましたけれども、答えられれば答えていただきたいし、無ければ後ほどでも結構ですというお話をしました。

これ一般会計でちょっと読んでみますと、扶養手当、調整手当、住居手当、通勤手当とかいうもろもろのものがございます。これなぜ一般会計の方でいただいて我々が判断するかというと、どういう残業があったとか、手当があったとか、そういう指標になるわけですよ。ですから、今回平成17年7月から3月までの病院の関係についても手当というふうに載っておりましたので、どういう状況になっているのかなということで、医師からずっと書いてありますから、それがどのようなその手当があるのかなということで知りたかったものですから質問をしたわけです。ですから、今すぐにお答えいただければ、これは後ほども結構ですので、よろしく委員長お願いしたいと思います。

○委員長（林 俊介） 今質問委員の方からお話がありましたように、詳細については分かり次第後日提示をお願いしたいと思います。じゃ、後日ひとつよろしく願います。

ほかに質疑ありませんか。

日下委員。

○委員（日下昭治） 追加で申し訳ございません。

医業外費用の中に、3目の雑損失の中に3節でその他雑損失7,074万6,001円ありますけれども、その中に、備考欄の方に診療報酬査定減と取り立て不納欠損金等という形になっておりますけれども、診療報酬の査定減というのはどういうときにこういうことが生じるのか、また、その金額と、不納欠損しなければならなかったような金額がどのくらいあったのか、それをちょっと教えていただきたいんですけれども。

○委員長（林 俊介） 日下委員の質疑に対して答弁を求めます。

病院経理課長。

○病院経理課長（鏑木友孝） このその他雑損失の内訳でありますけれども、ここには明細が入っておりませんが、診療報酬査定減が4,462万4,391円。それから、取り立て不納欠損金ですけれども、722万3,000円。それから、有価証券の差損なんですけれども、1,889万6,000円でございます。それで、診療報酬査定減につきましては、この後に医事課長の方から説明させますけれども、取り立て不納欠損です。これは、ただいま毎日未収患者さんが増えておりまして、1日にだいたい2件くらいあるんですけれども、そのうちの最終的に10%から20%くらいが取り立て不納欠損ということになってしまいますので、その金額です。

それから、先ほど言いました有価証券差損でございますけれども、国債を買っております、オーバーパーのというか、100.幾つとか、そんな感じの国債を購入しております。例えば、100万円の金額のものを100数万円で買って、その差額がこちらの方に差損というような

ことで計上されます。何で損してそんなふうになっているんだというふうなことでございますけれども、実はそれ以上に利回りですか、そちらの方がよいもので、そのようなものを購入しております。

先ほどの診療報酬査定減につきましては、医事課長の方から説明いたします。

○委員長（林 俊介） 病院医事課長。

○病院医事課長（加藤勝治） 医事課の加藤と申します。

査定減点についてご説明いたします。

年間病院事業収益が220億円ほどあるわけでございますが、その中で社会保険支払基金並びに国保連合会の方に毎月請求しているわけですが、そこで審査会がございまして、その審査に対しての査定減ということでここに計上してあります。その内容が、医療費を請求するわけでございますが、その医療費に対して本来医療そのものを請求できれば一番よろしいんですけれども、医療と保険とは別だという解釈の上から、例えば検査の回数、放射線、胸部画像診断の回数等を病名と併せまして、審査会の方で回数的に多いだろうということで査定減点がございまして、その合計額が毎年約0.2%ございまして、金額については4,400万円程度になってございます。

以上です。

○委員長（林 俊介） ほかに質疑ありませんか。

佐久間委員。

○委員（佐久間茂樹） すみません。1点だけお願いします。

先ほど職員の数の話がいろいろ出ていると思うんですけれども、多分毎月のように動いているんだろうと思います。その中で、今度の決算で定数というのがありますよね。病院職員1,748人、技術職員1,151人、行政職員504名、その他職員93名となっています。ただ、17年度の4～6の決算書で見ますと1,694人、技術職員が1,130人、行政職員が500人、その他職員が64人ということで、同じ年度内でかなり変わっているんですね。この辺のところ、職員の数が変わるのには構わないと思うんですけれども、定数が変わるというのは、定数の出てくる根拠というか、その辺をちょっと教えていただきたいと思います。

○委員長（林 俊介） 佐久間委員の質疑に対して答弁を求めます。

ページ数で、佐久間委員お願いします。

○委員（佐久間茂樹） 19ページと、それから4～6の決算書の18ページ。

○委員長（林 俊介） 病院事務次長。

○病院事務次長（伊東一直） 4～6は合併前の決算ですかね。合併前ですね。合併前の定数は、「医の1」、「医の2」、「医の3」、「行1」、「行2」で全部定数細かくやってあったんですね、附属施設まで。合併の時にその内訳を全部なくしまして、病院事業1本で定数1,748にしましたので、今回の決算ではその辺の数字は細かい数字は出てきません、定数としては。数は、たしか合併前の定数を変えていませんので、そのままの数字だと思います、トータルで。

○委員長（林 俊介） 佐久間委員。

○委員（佐久間茂樹） トータルで3,388から3,496になっているんですよ。トータルで……半分か、ごめんなさい。1,694が1,748ですね。

○委員長（林 俊介） 病院事務次長。

○病院事務次長（伊東一直） たしか、定数はいじっていない。総数はいじっていないと思いますので、じゃちょっと……。

○委員長（林 俊介） 審査は途中ですが、ここで10分ほど休憩いたします。3時50分まで休憩いたします。

休憩 午後 3時39分

再開 午後 3時50分

○委員長（林 俊介） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き議案の審査を行います。

佐久間委員の質疑に対し答弁を求めます。

病院事務次長。

○病院事務次長（伊東一直） では、お答えします。ちょっと私すぐ頭に浮かんでこなかったんですが、合併前は老人ホーム三つは別会計でやっていましたので、その三つの分が4～6の決算の方では抜けております。合併後は一緒ですので、この差がたしか54になるかと思えます。養護が16、特養が32、それからケアハウスが6、三つで54。これを4～6に足していただきますと1,748になるかと思えます。

○委員長（林 俊介） ほかに質疑がございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（林 俊介） 特に無いようですので、議案第8号の質疑を終わります。

続いて、議案第9号の審査に入ります。

飯岡荘支配人より説明がありましたらお願いいたします。

飯岡荘支配人。

○飯岡荘支配人（野口國男） それでは、国民宿舎の方から、本会議で説明してありますので、そのとおりなんですけれども、1点だけ補足をさせていただきたいと思います。

最後の方の説明で、通年ベースの純利益を申し上げました。235万51円が通年ベースの純利益ということでご報告いたしましたけれども、実は、旧飯岡町時代と新旭市の方でのシステムが、賃金の支払いのシステムが変わりました。旧飯岡町時代は10日締め of 月末払いというような形になっておりましたので、これが新市になりまして月末締めということで統一されました。したがって、21日分の賃金を多く支払ったわけじゃありませんけれども、会計上は多く支払ったような形になりまして、これがもし10日締め of 月末払いということが踏襲されておりますれば、430万円程度の利益が出たのかな。そういうことで、365日の通年ベースでの実質的な利益は430万円ぐらい出たのかな。そういうことで、併せて報告をさせていただきます。決して先日報告した数字が誤りではございません。賃金の締め日が変わったということでの235万51円の利益と、こういうことでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（林 俊介） 飯岡荘支配人の説明は終わりました。

議案第9号について質疑がありましたらお願いいたします。

神子委員。

○委員（神子 功） それでは、1点だけお伺いいたします。

ちょっと細かいんですが、収益費用の明細書の16ページをお開きいただきたいと思います。

営業収益、営業外収益ということでもありますけれども、収益を上げるのは大変だという、そういった位置付けの中で、売上げ収入というのが911万円、その他営業収益ということで、トータルしますと1,000万円ちょっとになるわけであります。これを上げる方法ということもひとつ収益を上げるためには必要なのかなというふうなことも含めて質疑をさせていただくものでございます。

そういった意味で、まず、売上げ収益の中の売店の売上げについてはどういったものがあるのか。特に、自販機の売上げについてはこの中に入るとは思いますけれども、あるいは雑収益に入るのか分かりませんが、売店の売上げということで、特に自販機の関係についてはど

こに入ってどのような収益をもたらしているのかどうか。3のその他営業外収益で、雑収入というのはどういったものか、また、使用料についてはどういったものか、簡単に結構ですので、お伺いをしたいと思います。

以上です。

○委員長（林 俊介） 神子委員の質疑に対して答弁を求めます。

飯岡荘支配人。

○飯岡荘支配人（野口國男） それでは、最初の売店収益ですけれども、911万8,593円の内訳を申し上げたいと思います。

まず、土産品等の売上げですけれども、これは、この911万8,000円というのは9か月ベースですけれども、通年ベースで申し上げます。894万5,277円が主に土産品等の売上げでございます。

それと、自販機ですけれども、これは二つの方式がありまして、一つは私の方で仕入れて自販機に入れるものがあります。もう一つは、その差金だけ、いわゆる私の方に手数料だけ入るような自販機がございまして、これらを合わせまして168万8,590円が自販機の売上げでございます。

そのほか、よく弁当を頼んでくれとか、あるいは宴会等でおすしを頼んでくれとか、そういったときのいわゆる手数料があります。これが91万1,000円ございます。そのほか、市営プールの方を私の方で維持管理運営しておりますので、プールの方の売店が86万1,100円と、こういう内訳でございます。

それと、その他営業収益の雑収益ですけれども、いわゆる宿泊をしていただいて、例えば宴会等をやっていただいた場合には別に席を設けなければなりません。いわゆる運び料という形でいただいておりますが、これが主なものでございます。

以上です。

○委員長（林 俊介） 神子委員。

○委員（神子 功） 自販機のことにつきましては、手数料をいただく自販機と、それから自らが仕込んで利益を上げるものという判断でよろしいですね。

そうしますと、例えば手数料で収益を上げるということになりますと、この管理の方法については、片一方は自分たちが入れますから、なくなったらすぐ入れなくちゃいけないという思いが出ると思うんですけれども、手数料の場合には、仮に売れるやつはすぐなくなってしまうですね。そうしますと、利益に反映してこないということになります。私も何度か

お邪魔させていただいて見てみますと、どちらかは分かりませんが、売れているやつは売り切れという表示がついています。それについての補てんがもしもスムーズに行っているとすれば、ここの数値はもっと上がると思います。そんなことでご質疑申し上げたんですが、いずれにしてもそんなに大きな額ではありませんけれども、そういった細々したものの積み重ねが収益になってくるというふうに思っておりますので、お気づきの点がございましたら、2通りが自販機があるということがございますけれども、手数料だから見逃すということではないと思いますけれども、いずれにしても両方ともあいていけば恐らく売れ行きがいいものですから、それをすぐ補てんしてもらおうということで年中気を配っていただいて、収益につながるようにひとつお願いをしたいと思います。これは要望で結構ですので、よろしく願いいたします。

以上です。

○委員長（林 俊介） ほかに質疑ありませんか。

明智委員。

○委員（明智忠直） 18ページですけれども、今の営業費用の中で何点かちょっと、国民宿舎の企業会計私らも初めてですので、決算は。ちょっとお聞きしたいなと思います。

17節賃貸料ありますけれども、これやはりまだ飯岡荘の中でどこかから土地を借りているのでしょうか。その辺を教えてくださいたいと思います。

それから、19節の洗濯料ですけれども、普通どこかの会社へ委託するというのが結構多い、通例になっていると思いますけれども、飯岡荘ではまだ自分の、これはやはり委託してあるものかどうか、184万円ですので、その辺のこともお聞きしたいな。

それから、22節の手数料の内訳をお聞かせをいただきたいと思います。よろしく願いします。

○委員長（林 俊介） 明智委員の質疑に対して答弁を求めます。

飯岡荘支配人。

○飯岡荘支配人（野口國男） それでは、お答え申し上げます。

まず、賃借料ですけれども、土地の借り上げはございません。いわゆる客室のテレビですか、それと冷蔵庫を設置をしております。そのほかの電話のシステムがございます。これらがこの賃借料に入ってくる主なものでございます。

それと、洗濯料ですけれども、これは1業者に委託をしております。主にシーツ、浴衣等の洗濯でございます。

それと、手数料ですけれども、これは平成15年度にエレベーターを設置いたしましたので、主なものはエレベーターの保守料。それと、1階、2階、3階までの料理等を運ぶ別のエレベーターがございます。ダムウエーターと言うんだそうですけれども、こちらの方の保守管理が主なものでございます。

以上です。

○委員長（林 俊介） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（林 俊介） 特に無いようですので、議案第9号の質疑を終わります。

以上で付託議案についての審査を終わります。

議案の採決

○委員長（林 俊介） これより討論を省略して各議案の採決をいたします。

議案第2号、平成17年度旭市国民健康保険事業特別会計決算の認定について、認定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（林 俊介） 全員賛成。

よって、議案第2号は認定することに決しました。

議案第3号、平成17年度旭市老人保健特別会計決算の認定について、認定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（林 俊介） 全員賛成。

よって、議案第3号は認定することに決しました。

議案第4号、平成17年度旭市介護保険事業特別会計決算の認定について、認定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（林 俊介） 全員賛成。

よって、議案第4号は認定することに決しました。

議案第5号、平成17年度旭市下水道事業特別会計決算の認定について、認定することに賛

成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長(林 俊介) 全員賛成。

よって、議案第5号は認定することに決しました。

議案第6号、平成17年度旭市農業集落排水事業特別会計決算の認定について、認定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長(林 俊介) 全員賛成。

よって、議案第6号は認定することに決しました。

議案第7号、平成17年度旭市水道事業会計決算の認定について、認定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長(林 俊介) 全員賛成。

よって、議案第7号は認定することに決しました。

議案第8号、平成17年度旭市病院事業会計決算の認定について、認定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長(林 俊介) 全員賛成。

よって、議案第8号は認定することに決しました。

議案第9号、平成17年度旭市国民宿舎事業会計決算の認定について、認定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長(林 俊介) 全員賛成。

よって、議案第9号は認定することに決しました。

以上で、本委員会に付託されました議案の審査は終了いたしました。

なお、委員長報告につきましては委員長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長(林 俊介) ご異議無いようでございますので、委員長報告は委員長一任とさせていただきます。

○委員長（林 俊介） 以上をもちまして、議案の審査は全部終了いたしました。

これにて本日の会議を閉じます。

大変ご苦労さまでございました。

閉会 午後 4時 4分

旭市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

旭市議会決算審査特別委員会委員長 林 俊 介